(案)

那珂市高齡者保健福祉計画

第9期那珂市高齢者福祉計画

第8期那珂市介護保険事業計画



令和3年3月

那 珂 市

目 次

第1章	計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1節	5 計画策定の背景及び趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2節	5 計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第3節	5 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第4節	5 計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2章	高齢者の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第1節		
第2節	5 介護保険被保険者の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第3節	5 高齢者福祉と介護保険に関する調査等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
第4節	5 調査結果等からみえる課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
第5節	5 前計画における基本目標評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
第6節		
笙 3音	計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第1節		
第2節		
第3節		
-,		
第4章	高齢者福祉についての施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
基本方	針 1 生きがい・福祉のまちづくりの推進(高齢者福祉計画)・・・・	43
施策	1 高齢者福祉サービスの充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
施策	2 高齢者を支え合うまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
甘太古	針 2 地域包括ケアシステムの深化・推進(介護保険事業計画)・・・・	40
を 施策		
施策		
	5 任も医療・介護連携体制の元夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
他 束	ひ 同断台の仕ずいの唯体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57

基4	ふ方針3 介護保険制度の円滑な運営(介護保険事業計画)	•	•	•	•	•	58
施	頭策 1 介護保険サービス量の確保 ・・・・・・・・・						58
施	競2 地域支援事業の推進 ・・・・・・・・・・・・・						69
施	第3 計画期間における施設整備方針・・・・・・・・	•					73
施	策 4 介護保険サービス費と保険料の適正化 ・・・・・	•					74
施	策 5 円滑な制度運営に向けた取組の推進・・・・・・	•			•		79
第5章	章 要介護状態となることの予防及び重度化防止 ・・・・				•		81
YE 1151 //2	=						~~
資料網	···	•			•		83
資料網 1	扁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						83 83
	···						
1	 計画策定の経過 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					 	83
1 2	計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 那珂市高齢者保健福祉計画推進委員会設置要項・・・・・					 	83 84
1 2 3	計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					 	 83 84 86
1 2 3 4	計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · ·				 · · · · ·	 83 84 86 88
1 2 3 4 5	計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					 	 83 84 86 88 89
1 2 3 4 5 6	計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · ·				 	 83 84 86 88 89 90

第 1 章

計画の概要



第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景及び趣旨

(1) 計画策定の背景

総務省の推計によると、我が国の総人口は、令和元年 10月1日現在で1億2,617万人となっており、前年に比べ28万人減少しています。一方、高齢者人口は3,589万人で、前年に比べ31万人の増加となり、高齢化率は28.4%となっています。

このような中、介護保険制度は、創設から 20 年が経ち、介護サービスの利用者は制度創設時の 3 倍を超え、550 万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着してきました。

総人口が減少に転じ、高齢化が進展する中で、介護保険制度においては、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7(2025)年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進してきたところです。

令和7(2025)年が近づく中で、更にその先を展望すると、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することや、高齢者の単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加も見込まれるなど、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが想定されています。

このため、令和2年の制度改正においては、令和22(2040)年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化などの見直しが行われたところであり、今後は包括的な支援体制の構築等と併せて、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組む必要があります。

(2) 計画策定の趣旨

「那珂市高齢者保健福祉計画」は、高齢者への福祉サービス全般に関する「高齢者福祉計画」と、介護保険事業の円滑な実施に関する「介護保険事業計画」を一体的に 策定するものであり、3年ごとに見直しを行っています。

本市では、平成29年度に「那珂市高齢者保健福祉計画(第8期那珂市高齢者福祉計画・第7期那珂市介護保険事業計画)」を策定し、高齢者が自立し安心して暮らせるまち、地域の高齢者が互いに支え合い生きがいをもって暮らせるまちの実現に向け、各種施策を推進してきました。

今回、平成29年度に策定した計画が令和2年度で期間満了となることから、計画の推進状況を点検・評価するとともに、国の制度改正の趣旨を踏まえ、令和3年度を初年度とする3か年(令和3年度~令和5年度)の計画を新たに策定します。

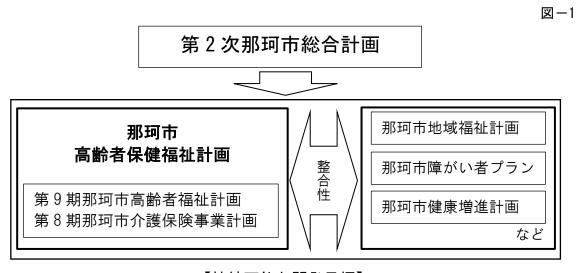


この計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年及び団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年を見据え、中長期的な展望に立ちつつ、今後3年間で市が取り組むべき高齢者に対する福祉施策、介護保険施策、さらには介護保険サービスの見込量を明らかにしています。

第2節 計画の位置づけ

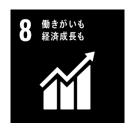
本計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」として位置づけています。

また、「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を踏まえるとともに、「第2次那珂市総合計画(平成30年度~令和9年度)」を上位計画とし、「那珂市地域福祉計画」、「那珂市障がい者プラン」及び「那珂市健康増進計画」などと整合性を図った計画とします。



【持続可能な開発目標】











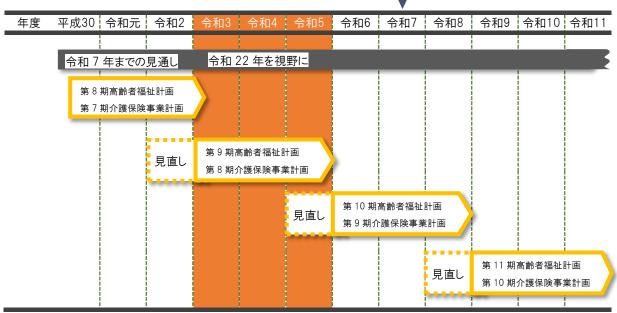
第3節 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

【計画の期間】

図-2

団塊の世代が 75 歳以上に





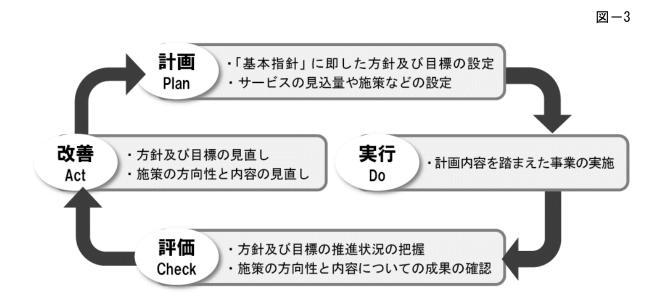
第4節 計画の推進体制

計画の施策を着実に実行するため、那珂市高齢者保健福祉計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)及び那珂市高齢者保健福祉計画ワーキング委員会において、毎年度、推進状況の点検・評価を実施します。

また、計画の実効性を高めていくため、PDCAサイクルを活用して、施策や介護保険サービスの推進状況の把握、課題の分析、改善策の検討を行い、施策の一層の充実に努めます。

PDCAサイクル

「計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Act)」の4つで構成される行動システムのことです。社会経済情勢の変化が急速な現代にあっては、計画(Plan)を普遍的なものとはせず、実行に移し(Do)、結果・成果を評価し(Check)、改善・改良を加え(Act)、次の計画(Plan)へつなげることが必要になります。



第2章

高齢者の現状と課題



第2章 高齢者の現状と課題

第1節 市の人口の動向

(1) 年齢3区分別人口の推移

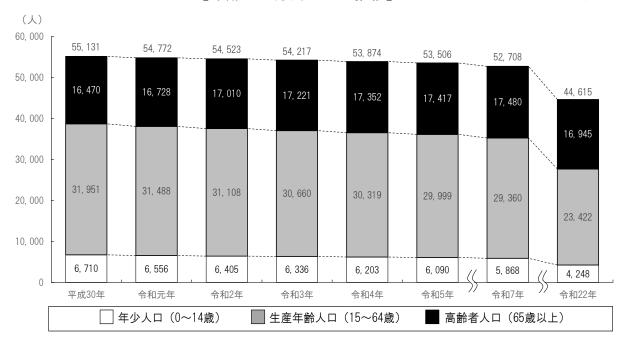
本市の総人口は、令和 2 年 4 月 1 日現在 54,523 人で、平成 30 年から 608 人減少しています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少している一方、高齢者人口は増加傾向を示しています。

令和3年以降をみると、令和5年に生産年齢人口は30,000人を下回り、令和7年には年少人口が6,000人を下回ると見込まれます。一方、高齢者人口は増加を続け、令和7年には17,480人になると見込まれ、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口ともに減少し、総人口は44,615人になると推計されています。

【年齢3区分別人口の推移】

図-4



(単位:人)表-1

(十 年 :7次 <u>次 ·</u>											
区分	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和 22 年			
総人口	55, 131	54, 772	54, 523	54, 217	53, 874	53, 506	52, 708	44, 615			
高齢者人口	16, 470	16, 728	17, 010	17, 221	17, 352	17, 417	17, 480	16, 945			
生産年齢人口	31, 951	31, 488	31, 108	30, 660	30, 319	29, 999	29, 360	23, 422			
年少人口	6, 710	6, 556	6, 405	6, 336	6, 203	6, 090	5, 868	4, 248			

※平成30年~令和2年の人口は、住民基本台帳(各年4月1日現在)から引用。

※令和3年以降の推計人口は、平成26年~令和2年の住民基本台帳人口(各年4月1日現在)を 基準としたコーホート変化率の平均値を用いて算出。



(2) 高齢者人口の推移

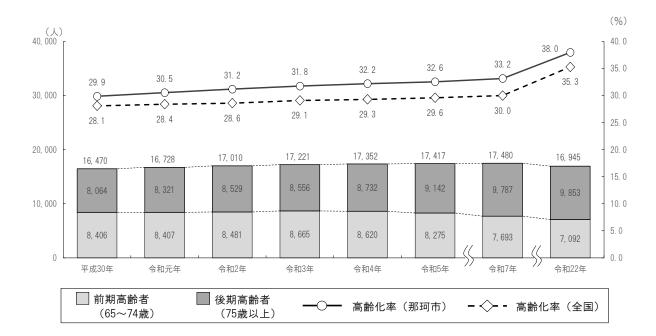
本市の高齢者人口は、令和 2 年 4 月 1 日現在 17,010 人で、平成 30 年から 540 人増加しています。

令和3年以降をみると、令和7年には前期高齢者人口は8,000人を下回る一方、後期高齢者人口は増加を続け、9,000人を大幅に超えると見込まれます。

本市の高齢化率は、令和2年4月1日現在31.2%で、全国値を2.6ポイント上回っています。令和3年以降をみると、令和7年には33.2%、令和22年には38.0%となり、全国値を2.7ポイント上回ると見込まれます。

【高齢者人口及び高齢化率の推移】

図-5



(単位:人、%)表-2

	区分	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和 22 年
F	高齢者人口	16, 470	16, 728	17, 010	17, 221	17, 352	17, 417	17, 480	16, 945
	前期高齢者 (65~74 歳)	8, 406	8, 407	8, 481	8, 665	8, 620	8, 275	7, 693	7, 092
	後期高齢者 (75歳以上)	8, 064	8, 321	8, 529	8, 556	8, 732	9, 142	9, 787	9, 853
高齢	那珂市	29. 9	30. 5	31. 2	31. 8	32. 2	32. 6	33. 2	38. 0
高齢化率	全国	28. 1	28. 4	28. 6	29. 1	29. 3	29. 6	30. 0	35. 3

※平成30年~令和2年の人口は、住民基本台帳(各年4月1日現在)から引用。

※令和3年以降の推計人口は、平成26年~令和2年の住民基本台帳人口(各年4月1日現在)を 基準としたコーホート変化率の平均値を用いて算出。

※高齢化率(全国値)

平成30年~令和2年:「人口推計」(総務省)の確定値。

令和3年以降:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)



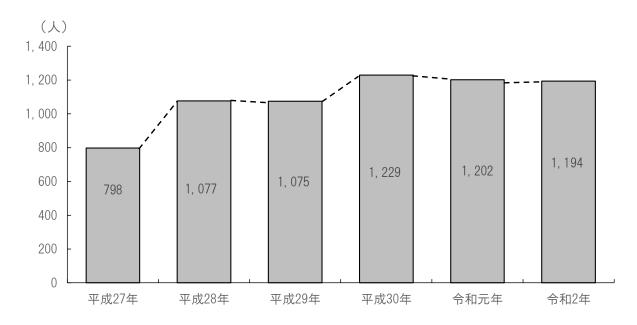
(3) ひとり暮らし高齢者数の推移

本市のひとり暮らし高齢者数は、令和 2 年 4 月 1 日現在 1,194 人で、平成 27 年から 396 人増加しています。

平成 27 年に単身世帯高齢者の調査を実施したことにより、新たにひとり暮らし高齢者が掘り起こされました。その後、平成 29 年から3年ごとに調査を行うことにしたため、令和3年はひとり暮らし高齢者数が増加するものと見込まれます。

【ひとり暮らし高齢者数の推移】

図-6



(単位:人)表-3

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
ひとり暮らし 高齢者数	798	1, 077	1, 075	1, 229	1, 202	1, 194

※市介護長寿課 高齢者台帳(各年4月1日現在)から引用。



第2節 介護保険被保険者の状況

(1) 介護保険被保険者数の推移

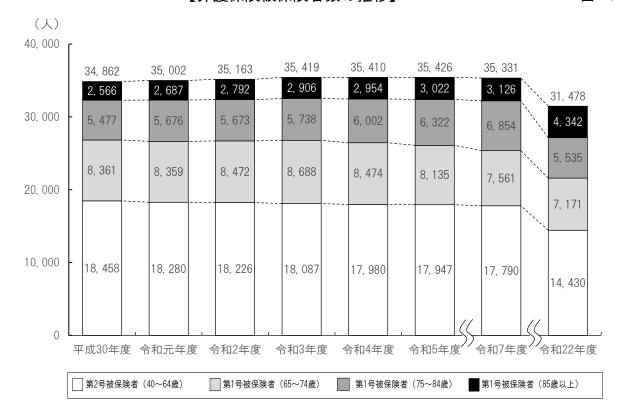
令和 2 年 9 月末現在、第 1 号被保険者数は 16,937 人、第 2 号被保険者数は 18,226 人で、第 1 号被保険者数は年々増加する一方、第 2 号被保険者数は減少しています。

令和3年度以降をみると、今後も第1号被保険者数は増加し、第2号被保険者数は減少すると見込まれます。

また、第 1 号被保険者のうち 75 歳以上は、令和 7 年度に 9,980 人、令和 22 年度に 9,877 人になると見込まれます。

【介護保険被保険者数の推移】

図-7



(単位:人)表-4

	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
被保険者数		34, 862	35, 002	35, 163	35, 419	35, 410	35, 426	35, 331	31, 478
第1	号被保険者数	16, 404	16, 722	16, 937	17, 332	17, 430	17, 479	17, 541	17, 048
	65~74 歳	8, 361	8, 359	8, 472	8, 688	8, 474	8, 135	7, 561	7, 171
	75~84 歳	5, 477	5, 676	5, 673	5, 738	6, 002	6, 322	6, 854	5, 535
	85 歳以上	2, 566	2, 687	2, 792	2, 906	2, 954	3, 022	3, 126	4, 342
第2号被保険者数		18, 458	18, 280	18, 226	18, 087	17, 980	17, 947	17, 790	14, 430

[※]平成30年度~令和2年度は、介護保険月報(各年9月末日現在)から引用。

[※]令和3年度以降の推計人口は、平成26年度~令和2年度の住民基本台帳人口(各年9月末日現在) を基準としたコーホート変化率の平均値を用いて算出。



(2) 要支援・要介護認定者数の年齢階級別推移

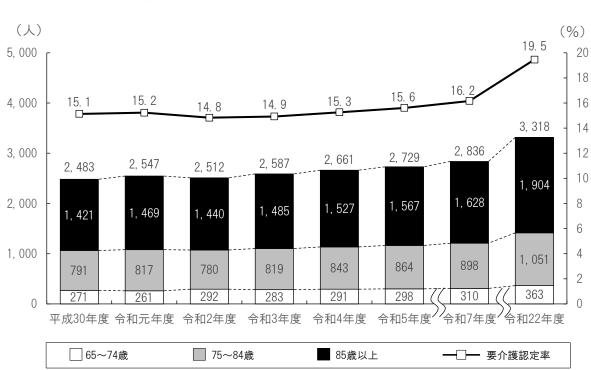
①第1号被保険者の状況

令和2年9月末現在、第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は2,512人で、 平成30年度と比較すると29人増加しています。

令和3年度以降をみると、令和5年度には2,729人、令和7年度には2,836人、令和22年度には3,318人に増加すると見込まれます。

年齢階級別にみると、85歳以上の認定者が、令和2年9月末現在1,440人となっており、第1号要支援・要介護認定者の57.3%を占めています。また、令和7年度には1,628人、令和22年度には1,904人に増加すると見込まれます。

要介護認定率(第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合)をみると、 令和2年9月末現在の14.8%から年々上昇し、令和7年度には16.2%、令和22 年度には19.5%になると見込まれます。



【要支援・要介護認定者数の年齢階級別推移(第1号被保険者)】 図-8

(単位:人、%)表-5

							, ,		,,
	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
第	1号被保険者数	2, 483	2, 547	2, 512	2, 587	2, 661	2, 729	2, 836	3, 318
	65~74 歳	271	261	292	283	291	298	310	363
	75~84 歳	791	817	780	819	843	864	898	1, 051
	85 歳以上	1, 421	1, 469	1, 440	1, 485	1, 527	1, 567	1, 628	1, 904
要	介護認定率	15. 1	15. 2	14. 8	14. 9	15. 3	15. 6	16. 2	19. 5

※平成30年度~令和2年度の認定者数は、介護保険月報(各年9月30日現在)から引用。

※令和3年度以降の推計認定者数は、地域包括ケア「見える化」システムから引用。

②第2号被保険者の状況

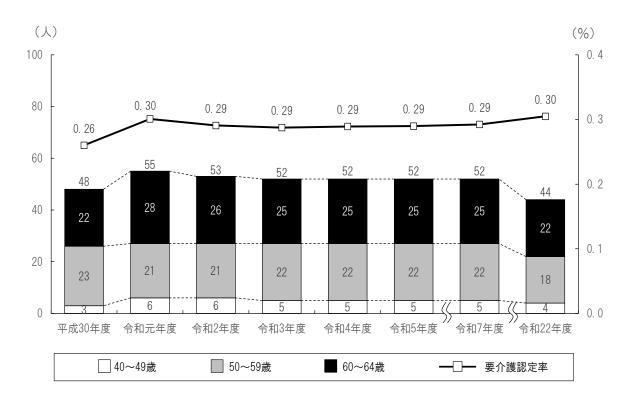
令和2年9月末現在、第2号被保険者の要支援・要介護認定者数は53人で、 平成30年度と比較すると5人増加しています。

令和3年度以降をみると、令和7年度までは52人と、ほぼ横ばいで推移し、令和22年度には44人に減少すると見込まれます。

年齢階級別にみると、60~64 歳の認定者が、令和2年 9 月末現在 26 人となっており、第2号要支援・要介護認定者の49.1%を占めています。

要介護認定率(第2号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合)をみると、 令和2年9月末現在は0.29%で、令和7年度までは同率で推移し、令和22年度 には0.30%になると見込まれます。

【要支援・要介護認定者数の年齢階級別推移(第2号被保険者)】 図-9



(単位:人、%)表-6

	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
第	2号被保険者数	48	55	53	52	52	52	52	44
	40~49 歳	3	6	6	5	5	5	5	4
	50~59 歳	23	21	21	22	22	22	22	18
	60~64 歳	22	28	26	25	25	25	25	22
要	介護認定率	0. 26	0. 30	0. 29	0. 29	0. 29	0. 29	0. 29	0. 30

※平成30年度~令和2年度の認定者数は、介護保険月報(各年9月30日現在)から引用。

※令和3年度以降の推計認定者数は、地域包括ケア「見える化」システムから引用。



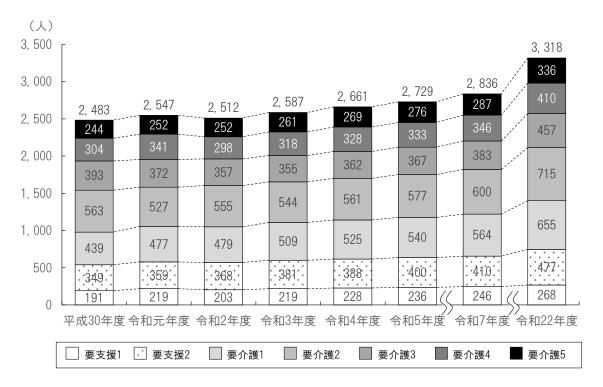
(3) 要支援・要介護認定者数の要介護度別推移

①第1号被保険者の状況

令和2年9月末現在、第1号被保険者の要介護度別認定者数をみると、要支援 認定者は571人、要介護認定者は1,941人となっています。

また、要介護3以上の認定者数は、令和2年9月末現在907人ですが、令和7年度には1,016人、令和22年度には1,203人に増加すると見込まれます。

【要支援・要介護認定者数の要介護度別推移(第1号被保険者)】 図-10



(単位:人)表-7

	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
	支援· ↑護認定者数	2, 483	2, 547	2, 512	2, 587	2, 661	2, 729	2, 836	3, 318
要习	支援認定者数	540	578	571	600	616	636	656	745
	要支援1	191	219	203	219	228	236	246	268
	要支援 2	349	359	368	381	388	400	410	477
要允	个護認定者数	1, 943	1, 969	1, 941	1, 987	2, 045	2, 093	2, 180	2, 573
	要介護1	439	477	479	509	525	540	564	655
	要介護 2	563	527	555	544	561	577	600	715
	要介護3	393	372	357	355	362	367	383	457
	要介護 4	304	341	298	318	328	333	346	410
	要介護 5	244	252	252	261	269	276	287	336

※平成30年度~令和2年度の認定者数は、介護保険月報(各年9月30日現在)から引用。

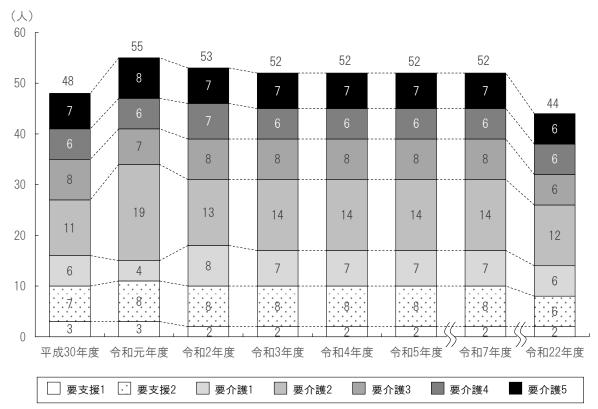
※令和3年度以降の推計認定者数は、地域包括ケア「見える化」システムから引用。

②第2号被保険者の状況

令和2年9月末現在、第2号被保険者の要介護度別認定者数をみると、要支援 認定者は10人、要介護認定者は43人となっています。

また、要介護3以上の認定者数は、令和2年9月末現在22人ですが、令和7年度には21人、令和22年度には18人に減少すると見込まれます。

【要支援・要介護認定者数の要介護度別推移(第2号被保険者)】 図-11



(単位:人)表-8

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
要支援· 要介護認定者数	48	55	53	52	52	52	52	44
要支援認定者数	10	11	10	10	10	10	10	8
要支援1	3	3	2	2	2	2	2	2
要支援 2	7	8	8	8	8	8	8	6
要介護認定者数	38	44	43	42	42	42	42	36
要介護1	6	4	8	7	7	7	7	6
要介護 2	11	19	13	14	14	14	14	12
要介護 3	8	7	8	8	8	8	8	6
要介護 4	6	6	7	6	6	6	6	6
要介護 5	7	8	7	7	7	7	7	6

※平成30年度~令和2年度の認定者数は、介護保険月報(各年9月30日現在)から引用。 ※令和3年度以降の推計認定者数は、地域包括ケア「見える化」システムから引用。



(4) 新規要支援・要介護認定者数の年齢階級別推移

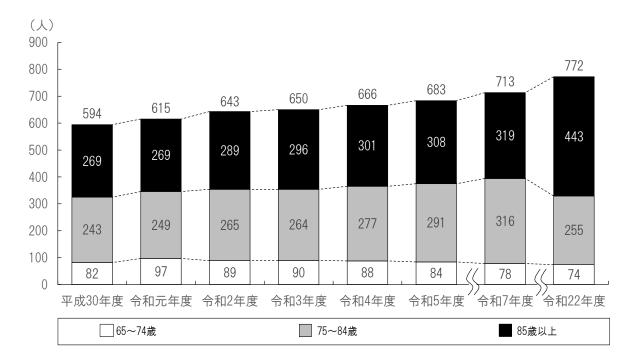
①第1号被保険者の状況

令和元年度における第 1 号被保険者の新規要支援・要介護認定者数は 615 人となっています。

令和 2 年度以降をみると、令和 5 年度には 683 人、令和 7 年度には 713 人、 令和 22 年度には 772 人に増加すると見込まれます。

年齢階級別にみると、85歳以上の新規認定者が、令和元年度では 269人となっており、新規認定者の 43.7%を占めています。また、令和7年度には319人、令和22年度は443人に増加すると見込まれます。

【新規要支援・要介護認定者数の年齢階級別推移(第1号被保険者)】 図-12



(単位:人)表-9

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
規要支援 · 介護認定者数	594	615	643	650	666	683	713	772
65~74 歳	82	97	89	90	88	84	78	74
75~84 歳	243	249	265	264	277	291	316	255
85 歳以上	269	269	289	296	301	308	319	443

※平成30年度~令和元年度の認定者数は、市介護保険受給者台帳(各年度累計)から引用。 ※令和2年度以降の推計認定者数は、過去の実績を基に市介護長寿課で推計。

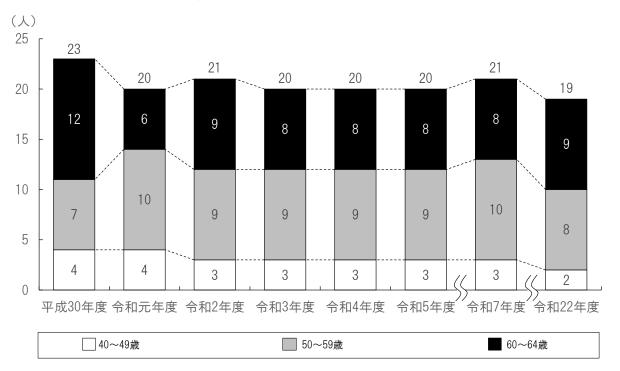
②第2号被保険者の状況

令和元年度における第2号被保険者の新規要支援・要介護認定者数は20人となっています。

令和2年度以降は、20人前後で推移すると見込まれます。

年齢階級別にみると、40~59歳の新規認定者数が、令和元年度に14人となっており、新規認定者の7割を占めています。また、令和2年度以降は12人前後で推移すると見込まれます。

【新規要支援・要介護認定者数の年齢階級別推移(第2号被保険者)】 図-13



(単位:人)表-10

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
規要支援 · 介護認定者数	23	20	21	20	20	20	21	19
40~49 歳	4	4	3	3	3	3	3	2
50~59 歳	7	10	9	9	9	9	10	8
60~64 歳	12	6	9	8	8	8	8	9

※平成30年度~令和元年度の認定者数は、市介護保険受給者台帳(各年度累計)から引用。

※令和2年度以降の推計認定者数は、過去の実績を基に市介護長寿課で推計。



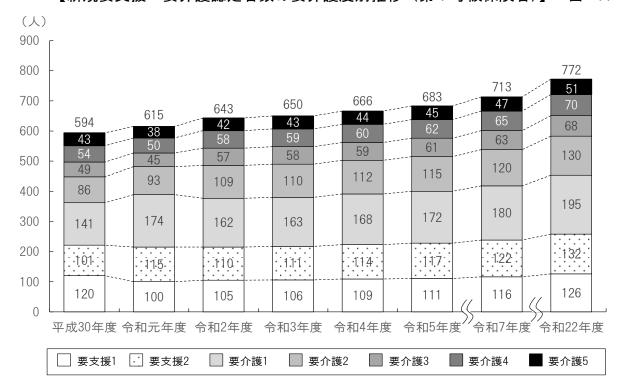
(5) 新規要支援・要介護認定者数の要介護度別推移

①第1号被保険者の状況

令和元年度における第 1 号被保険者の要介護度別新規認定者の割合をみると、要支援認定者は 35.0%、要介護認定者は 65.0%となっています。

また、要介護3以上の新規認定者数は、令和元年度は 133 人となっており、令和7年度には 175 人、令和 22 年度には 189 人に増加すると見込まれます。

【新規要支援・要介護認定者数の要介護度別推移(第1号被保険者)】 図-14



(単位:人)表-11

	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
	現要支援 · ↑護認定者数	594	615	643	650	666	683	713	772
要3	支援認定者数	221	215	215	217	223	228	238	258
	要支援1	120	100	105	106	109	111	116	126
	要支援 2	101	115	110	111	114	117	122	132
要介	个護認定者数	373	400	428	433	443	455	475	514
	要介護1	141	174	162	163	168	172	180	195
	要介護 2	86	93	109	110	112	115	120	130
	要介護3	49	45	57	58	59	61	63	68
	要介護 4	54	50	58	59	60	62	65	70
	要介護 5	43	38	42	43	44	45	47	51

※平成30年度~令和元年度の認定者数は、市介護保険受給者台帳(各年度累計)から引用。

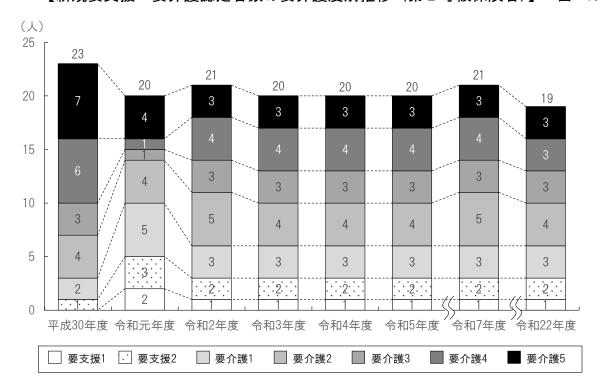
[※]令和2年度以降の推計認定者数は、過去の実績を基に市介護長寿課で推計。

②第2号被保険者の状況

令和元年度における第2号被保険者の要介護度別新規認定者の割合をみると、要支援認定者は25.0%、要介護認定者は75.0%となっています。

また、要介護3以上の新規認定者数は、令和元年度は6人となっており、令和2年度以降は、10人前後で推移すると見込まれます。

【新規要支援・要介護認定者数の要介護度別推移(第2号被保険者)】 図-15



(単位:人)表-12

	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
	規要支援: 介護認定者数	23	20	21	20	20	20	21	19
要	支援認定者数	1	5	3	3	3	3	3	3
	要支援1	0	2	1	1	1	1	1	1
	要支援 2	1	3	2	2	2	2	2	2
要	介護認定者数	22	15	18	17	17	17	18	16
	要介護1	2	5	3	3	3	3	3	3
	要介護 2	4	4	5	4	4	4	5	4
	要介護3	3	1	3	3	3	3	3	3
	要介護 4	6	1	4	4	4	4	4	3
	要介護 5	7	4	3	3	3	3	3	3

※平成30年度~令和元年度の認定者数は、市介護保険受給者台帳(各年度累計)から引用。 ※令和2年度以降の推計認定者数は、過去の実績を基に市介護長寿課で推計。

(6) 要支援・要介護認定者の新規認定時の原因疾患

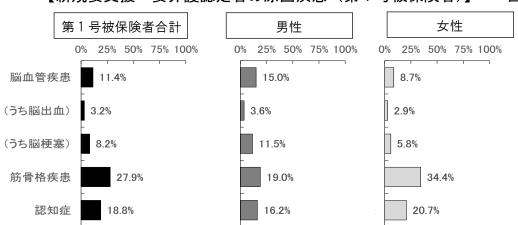
①第1号被保険者の状況

がん

令和元年度、第 1 号被保険者の新規要支援・要介護認定者について、認定時の原因疾患をみると「筋骨格疾患」が 27.9%、「認知症」が 18.8%、「脳血管疾患」が 11.4%となっています。

性・年代別にみると、「筋骨格疾患」は女性に多く、特に 75 歳以上の女性が「筋骨格疾患」による認定者の 65.1%を占めています。

また、「認知症」による認定者の92.0%が、75歳以上の高齢者となっています。



13.8%

【新規要支援・要介護認定者の原因疾患 (第1号被保険者)】 図-16

(単位:人)表-13

6.7%

		区分	合計	脳血管 疾患	脳出血(再掲)	脳梗塞	筋骨格 疾患	骨折(再掲)	認知症	がん	その他
第	第1号被保険者数 65~74歳		596	68	19	49	166	62	112	58	192
			94	20	6	14	16	6	9	12	37
	合計	75~84 歳	244	23	7	16	65	23	58	27	71
	85 歳以上		258	25	6	19	85	33	45	19	84
	65~74 歳		53	14	4	10	6	2	5	6	22
	男性	75~84 歳	109	10	2	8	20	5	25	17	37
		85 歳以上	91	14	3	11	22	9	11	12	32
		65~74 歳	41	6	2	4	10	4	4	6	15
	女性	75~84 歳	135	13	5	8	45	18	33	10	34
		85 歳以上	167	11	3	8	63	24	34	7	52

[※]令和元年度の新規認定者が対象です。(転入者を除く)

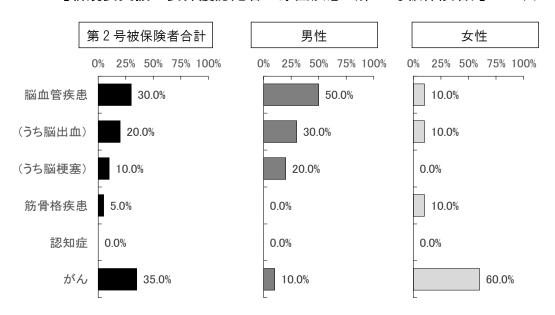
[※]主な疾患名のみを掲載しています。疾患名は、介護認定調査における主治医意見書の診断名によります。ただし、高血圧、糖尿病、脂質異常症については、別に生活機能低下の原因となる疾患の記載がある場合は、その疾患を原因疾患としました。筋骨格疾患には、膝関節症、脊柱管狭窄症、骨粗鬆症、骨折などが含まれます。

②第2号被保険者の状況

令和元年度、第2号被保険者の新規要支援・要介護認定者について、認定時の原因疾患をみると「がん」が35.0%、「脳血管疾患」が30.0%となっています。

性別にみると、男性は「脳血管疾患」の割合が最も高く 50.0%を占め、女性は「がん」の割合が最も高く 60.0%を占めています。

【新規要支援・要介護認定者の原因疾患(第2号被保険者)】 図-17



(単位:人)表-14

				脳血管			筋骨格				
		区分	合計	疾患	脳出血(再掲)	脳梗塞 (再掲)	疾患	骨折 (再掲)	認知症	がん	その他
第	5 2 号被保険者数 40~49 歳		20	6	4	2	1	0	0	7	6
	40~49 歳		4	3	3	0	0	0	0	0	1
	合計	50~59 歳	10	2	0	2	0	0	0	5	3
		60~64 歳	6	1	1	0	1	0	0	2	2
		40~49 歳	3	2	2	0	0	0	0	0	1
	男性	50~59 歳	5	2	0	2	0	0	0	1	2
		60~64 歳	2	1	1	0	0	0	0	0	1
		40~49 歳	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	女性	50~59 歳	5	0	0	0	0	0	0	4	1
		60~64 歳	4	0	0	0	1	0	0	2	1

[※]令和元年度の新規認定者が対象です。(転入者を除く)

[※]主な疾患名のみを掲載しています。疾患名は、介護認定調査における主治医意見書の診断名によります。ただし、高血圧、糖尿病、脂質異常症については、別に生活機能低下の原因となる疾患の記載がある場合は、その疾患を原因疾患としました。筋骨格疾患には、膝関節症、背柱管狭窄症、骨粗鬆症、骨折などが含まれます。



(7) 認知症高齢者数の推移

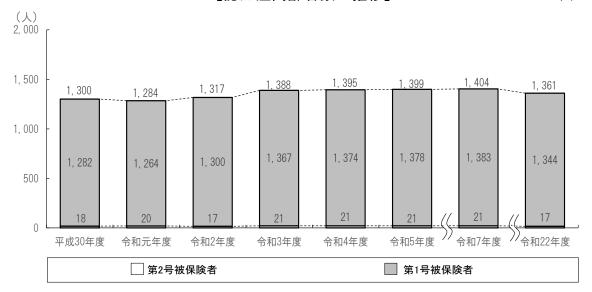
第1号被保険者における要支援・要介護認定者のうち、認知症高齢者数(認知症日常生活自立度 II 以上)は、令和2年度が1,317人で、平成30年度から17人増加しています。

令和3年度以降をみると、令和5年度には1,399人、令和7年度に1,404人となり、令和22年度には1,361人に減少すると見込まれます。

第2号被保険者については、令和2年度に17人となっており、令和3年度以降はほぼ横ばいで推移すると見込まれます。

【認知症高齢者数の推移】

図-18



(単位:人)表-15

								`	+4.7	/ 10
	区分	}	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
認知症高的	幹者	数	1, 300	1, 284	1, 317	1, 388	1, 395	1, 399	1, 404	1, 361
第1号	日常	印症高齢者 常生活 立度Ⅱ以上	1, 282	1, 264	1, 300	1, 367	1, 374	1, 378	1, 383	1, 344
被保険者		(再掲) Ⅲ以上	560	530	541	586	589	590	593	576
第2号被保険者	日	知症高齢者 常生活 立度Ⅱ以上	18	20	17	21	21	21	21	17

- ※平成30年度~令和2年度の認知症高齢者数は、市介護保険受給者台帳(各年4月1日現在)から 引用。
- ※令和3年度以降の推計認知症高齢者数は、過去の実績を基に市介護長寿課で推計。
- ※認知症高齢者の日常生活自立度
 - I:何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
 - Ⅱ:日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
 - Ⅲ:日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
 - Ⅳ:日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
 - M:著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。



第3節 高齢者福祉と介護保険に関する調査等

- (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ①生活機能評価の判定結果

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を地域包括ケア「見える化」システムに登録し、判定された生活機能評価は以下のとおりです。

【生活機能評価判定結果 男女別】 (単位:%)表-16

- ·				男	性							女	性			
区分	運動器	栄養 改善	咀嚼 機能	閉じ こもり	認知症	うつ	転倒	IADL	運動器	栄養 改善	咀嚼 機能	閉じ こもり	認知症	うつ	転倒	IADL
那珂市全体平均	3. 6	1. 5	14. 5	6. 7	19. 8	17. 3	3. 6	2. 2	8. 3	4. 0	15. 9	10. 9	23. 4	20. 3	8. 3	3. 0
東部圏域	3. 3	2. 5	15. 0	7. 8	19. 9	18. 3	3. 3	1. 8	8. 7	3. 8	17. 9	12. 7	24. 6	22. 4	8. 7	3. 6
西部圏域	4. 8	0. 2	15. 3	7. 1	23. 2	17. 1	4. 8	2. 8	10. 6	2. 8	14. 1	13. 0	25. 0	20. 2	10. 6	3. 3
北部圏域	3. 4	1. 8	14. 2	5. 5	18. 0	16. 7	3. 4	2. 5	6. 8	5. 3	15. 7	8. 7	21. 9	19. 3	6. 8	2. 6

※東部圏域(神崎・菅谷地区)、西部圏域(五台・戸多・芳野地区)、北部圏域(額田・木崎・瓜連地区)

判定結果を男女別にみると、男性の東部圏域は、栄養改善リスク、閉じこもりリスク、うつリスクで 1 ポイント市平均より高くなっています。西部圏域は、認知症リスクで 3.4 ポイント市平均より高くなっています。北部圏域は、栄養改善リスク、IADL 以外の項目は市平均をすべて下回っています。

女性の東部圏域は、咀嚼機能リスク、閉じこもりリスク、うつリスクで約2ポイント市平均より高くなっています。西部圏域は、運動器機能リスク、閉じこもりリスク、転倒リスクで2ポイント以上市平均より高くなっています。北部圏域は、男性同様に栄養改善リスク以外の項目で市平均を下回っています。



(単位·%) 表-17

【生活機能評価判定結果 年齡区分別】

		L — / LI	IX DC L	1 100 1 3 2	~~~~	1 12	, - / / /	3-3 🗷		(+ -	. /0/	17
F7 ()		65~	·74歳			75歳~	~84歳			85歳	以上	
区分	運動器	栄養 改善	咀嚼 機能	閉じ こもり	運動器	栄養 改善	咀嚼 機能	閉じ こもり	運動器	栄養 改善	咀嚼 機能	閉じ こもり
那珂市全体平均	2. 5	2. 2	13. 5	5. 7	4. 9	2. 3	11. 9	7. 5	4. 5	1. 0	5. 0	4. 4
東部圏域	2. 8	2. 4	14. 2	6. 0	4. 5	2. 8	12. 2	9. 9	4. 7	1. 1	6. 5	4. 6
西部圏域	3. 5	1. 5	13. 6	6. 6	5. 1	0. 6	9. 8	8. 0	6. 8	0. 9	6. 0	5. 5
北部圏域	2. 0	2. 8	13. 1	4. 9	5. 3	3. 4	13. 2	5. 7	2. 9	0. 9	3. 6	3. 6

区分	65~74歳				75歳~84歳				85歳以上			
	認知症	うつ	転倒	IADL	認知症	うつ	転倒	IADL	認知症	うつ	転倒	IADL
那珂市全体平均	19. 3	20. 0	2. 5	0. 9	18. 3	13. 6	4. 9	1. 8	5. 6	4. 0	4. 5	2. 5
東部圏域	20. 9	22. 0	2. 8	0. 7	17. 9	14. 5	4. 5	1. 5	5. 7	4. 2	4. 7	3. 2
西部圏域	21. 8	18. 6	3. 5	1. 0	18. 6	13. 1	5. 1	1. 9	7. 8	5. 6	6. 8	3. 2
北部圏域	17. 0	19. 4	2. 0	1. 2	18. 6	13. 5	5. 3	2. 0	4. 3	3. 1	2. 9	1. 9

※東部圏域(神崎・菅谷地区)、西部圏域(五台・戸多・芳野地区)、北部圏域(額田・木崎・瓜連地区)

判定結果を年齢区分別にみると、65~74歳の東部圏域は、IADL以外の項目で市平均を上回っています。西部圏域は、運動器機能リスクで 1.0 ポイント、認知症リスクで 2.5 ポイント市平均より高くなっています。北部圏域は、栄養改善リスク、IADL以外では市平均を下回っています。

75~84歳の東部圏域は、閉じこもりリスクで 2.4 ポイント市平均より高くなっています。西部圏域は、5項目で市平均を上回っていますが、乖離が大きいリスクはありませんでした。北部圏域は、咀嚼機能リスクで 1.3 ポイント市平均より高くなっています。

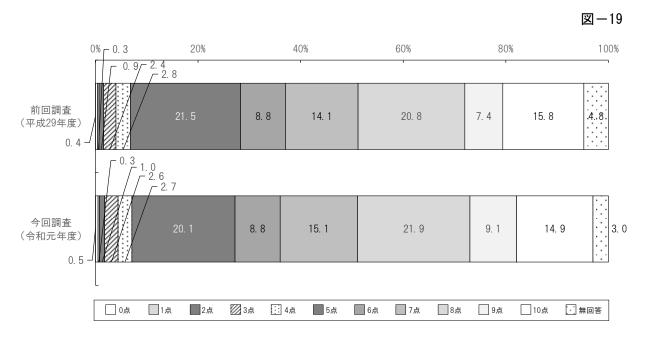
85歳以上の東部圏域は、すべての項目で市平均を上回っています。西部圏域は、 運動器機能リスク、認知症リスク、転倒リスクで2ポイント以上市平均より高くなっています。北部圏域では、すべての項目で市平均を下回っています。



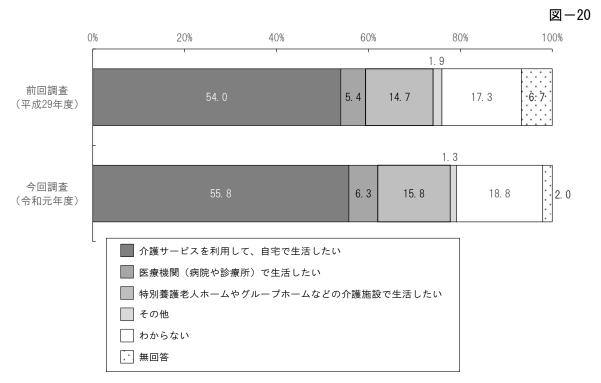
②生活機能評価以外の調査結果抜粋(前回比較)

あなたは、現在どの程度幸せですか

「那珂市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書(平成 29 年 3 月)」(以下、前回調査という)と今回実施した調査結果を比較すると、「5 点以上」という回答は前回より 1.5 ポイント増加し 89.9%となっています。



あなたが、もし介護が必要な状態となった場合、どこで生活したいと思いますか 前回調査と比較すると、「介護サービスを利用して、自宅で生活したい」という 回答が 1.8 ポイント増加しています。また、「特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設で生活したい」という回答も 1.1 ポイント増加しています。

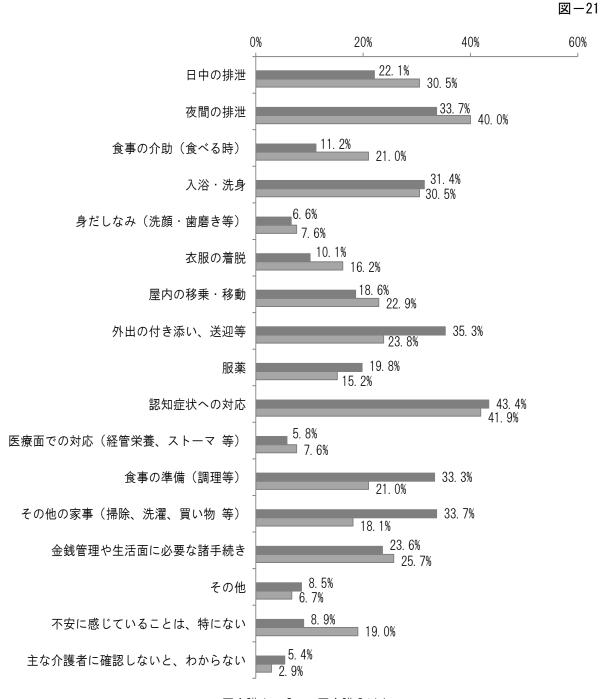




(2) 在宅介護実態調査

■要介護度別・介護者が不安に感じる介護

要介護 1・2 のかたでは、「認知症状への対応」が 43.4%と最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」、「その他の家事」、「食事の準備」などの介助に不安を感じる介護者が多くなっています。一方、要介護 3 以上のかたでは、「認知症状への対応」のほかに、「日中・夜間の排泄」について特に不安に感じる介護者が多くなっています。



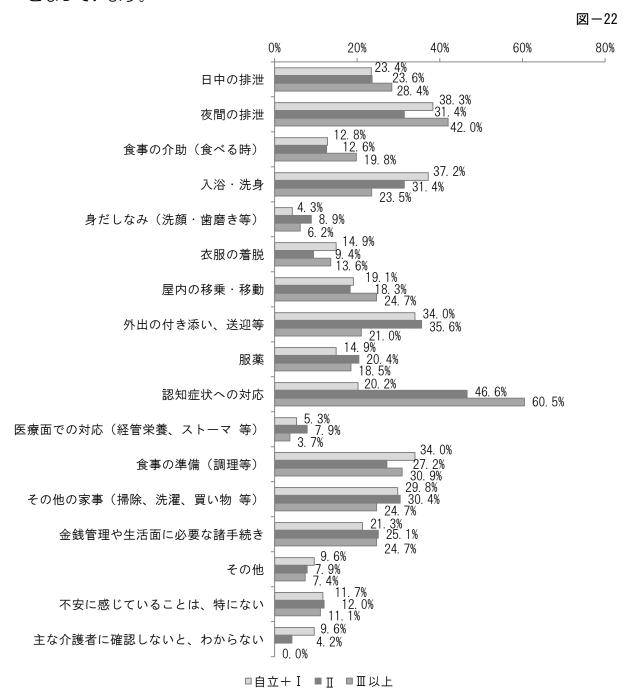
■要介護1・2 ■要介護3以上



■認知症自立度別・介護者が不安に感じる介護

「入浴・洗身」、「衣服の着脱」、「食事の準備(調理等)」では、自立+Iのかたが最も多くなっています。また、「認知症状への対応」については、Ⅲ以上のかたが約6割、Ⅱのかたが4割以上となっています。

一方、「不安に感じていることは、特にない」では、いずれの区分も同様の割合 となっています。



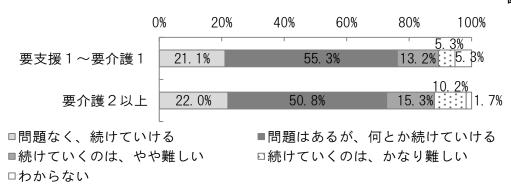
-24-



■要介護度別・就労継続見込み(フルタイム勤務+パートタイム勤務)

要支援 1~要介護 1 のかたでは、「問題なく、続けていける」という回答と「問題はあるが、何とか続けていける」と合わせると 76.4%のかたが続けていけると回答しています。一方、要介護 2 以上のかたでは、「続けていくのは、やや難しい」、「続けていくのは、かなり難しい」という回答が 25.5%となっています。

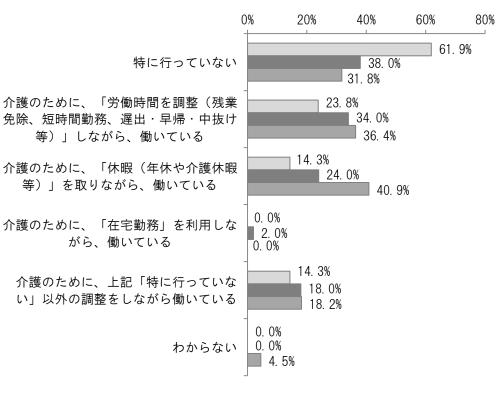
図-23



■就労継続見込み別・介護のための働き方の調整(フルタイム勤務+パートタイム勤務)

「問題なく、続けていける」「問題はあるが、何とか続けていける」というかたは「特に行っていない」という回答が最も多く、それぞれ61.9%、38.0%となっています。一方、「続けていくのは難しい」というかたは「介護のために『休暇』を取りながら、働いている」という回答が最も多く40.9%となっています。

図-24



- □問題なく、続けていける
- ■問題はあるが、何とか続けていける
- ■続けていくのは「やや+かなり難しい」



(3) 在宅生活改善調査

①現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者

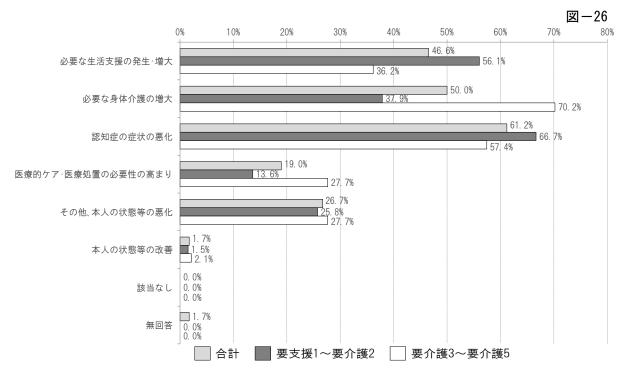
自宅やサービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホームに居住しているかたで、生活の維持が難しくなっているかたは 7.3%となっており、市全体では、おおよそ 125 人と推計されています。





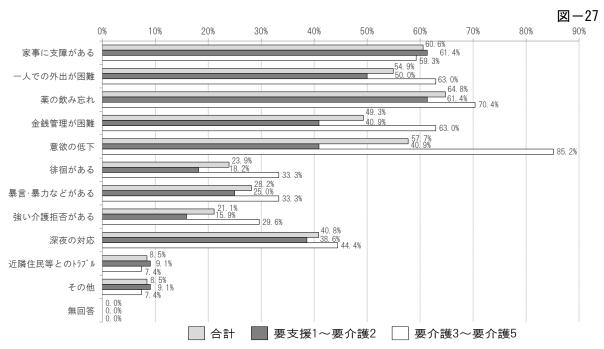
②生活の維持が難しくなっている理由

生活の維持が難しくなっている理由としては、要支援 1~要介護 2 のかたは「認知症の症状の悪化」という回答が最も多くなっており、要介護 3 以上のかたは、「必要な身体介護の増大」という回答が最も多くなっています。



③「認知症の症状の悪化」が理由のかたの具体的な内容

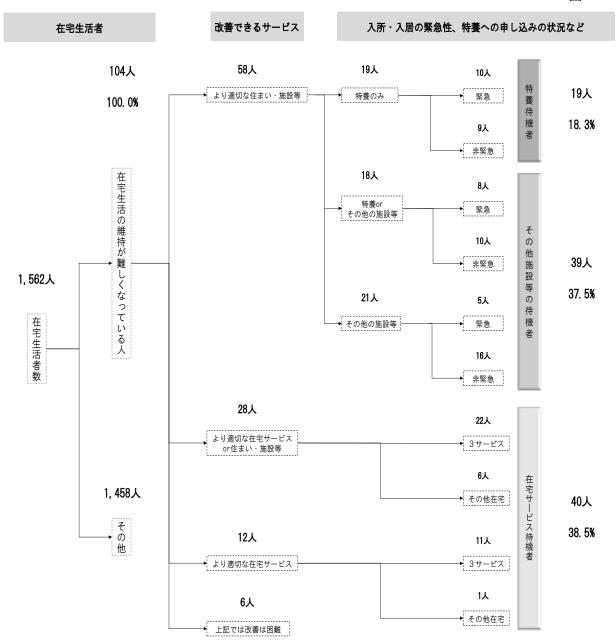
生活の維持が難しくなっている理由として「認知症の症状の悪化」と回答したかたの具体的な内容としては、要支援 1~要介護 2 のかたは「家事に支障がある」、「薬の飲み忘れ」という回答が最も多くなっており、要介護 3 以上のかたは「意欲の低下」という回答が最も多くなっています。





④「生活の維持が難しくなっている人」の生活の改善に必要なサービス変更 在宅生活の維持が難しくなっているかたのうち、特別養護老人ホームの待機者は 18.3%、その他の施設等の待機者は 37.5%、在宅サービス待機者は 38.5%となっています。

図-28



(4) 居所変更実態調査

①過去1年間の特別養護老人ホームの入所及び退所の流れ

本市の特別養護老人ホームへ過去 1 年間に入所したが、その後退所し居所変更を したかたは 59 人となっており、そのうち、主な変更先は、「療養型・介護医療院」 「その他の医療機関」「他の特別養護老人ホーム」となっています。

図-29

新規入所

155人

【特養】

6施設 定員377人 退所

102人

居所変更

59人(57.8%)

死亡

43人(42.2%)

変更後	市区町村内	市区町村外	合計
	2人	0人	2人
自宅	3.4%	0.0%	3.4%
在到土地	0人	0人	0人
住宅型有料	0.0%	0.0%	0.0%
軽費	0人	0人	0人
牲貝	0.0%	0.0%	0.0%
サ高住	0人	0人	0人
り同社	0.0%	0.0%	0.0%
GH	0人	0人	0人
ч	0.0%	0.0%	0.0%
特定	0人	0人	0人
付足	0.0%	0.0%	0.0%
地密特定	0人	0人	0人
地面行足	0.0%	0.0%	0.0%
老健	0人	0人	0人
七姓	0.0%	0.0%	0.0%
療養型•	18人	1人	19人
介護医療院	30.5%	1.7%	32.2%
その他の	9人	4人	13人
医療機関	15.3%	6.8%	22.0%
特養	4人	3人	7人
打发	6.8%	5.1%	11.9%
地密特養	0人	0人	0人
地面付食	0.0%	0.0%	0.0%
その他	13人	5人	18人
ての他	22.0%	8.5%	30.5%
	0人		
,	0.0%		
合計	46人	13人	59人
口削	78.0%	22.0%	100.0%

7			A -1	
入所前	市区町村内	市区町村外	合計	
自宝	50人	18人	68人	
	32.3%	11.6%	43.9%	
住宅型有料	1人	0人	1人	
任七至有科	0.6%	0.0%	0.6%	
軽費	1人	0人	1人	
社具	0.6%	0.0%	0.6%	
サ高住	3人	1人	4人	
グ同圧	1.9%	0.6%	2.6%	
GH	3人	2人	5人	
ч	1.9%	1.3%	3.2%	
特定	0人	1人	1人	
付化	0.0%	0.6%	0.6%	
地密特定	0人	0人	0人	
地雷特定	0.0%	0.0%	0.0%	
老健	14人	10人	24人	
七姓	9.0%	6.5%	15.5%	
療養型•	4人	0人	4人	
介護医療院	2.6%	0.0%	2.6%	
特養	9人	3人	12人	
付货	5.8%	1.9%	7.7%	
地密特養	0人	0人	0人	
地雷付食	0.0%	0.0%	0.0%	
スの州	22人	13人	35人	
その他	14.2%	8.4%	22.6%	
	0人			
	0.0%			
合計	107人	48人	155人	
口前	69.0%	31.0%	100.0%	

②過去1年間の介護老人保健施設の入所及び退所の流れ

本市の介護者人保健施設へ過去 1 年間に入所したが、その後居所変更をしたかたは 22 人となっており、このうち、主な変更先は、「他の介護者人保健施設」となっています。

なお、「自宅」又は「特別養護老人ホーム」と回答したかたは、それぞれ 2 人となっています。

図-30

 新規入所

 2mb
 2mb

 2mb
 Emyter

 2mb
 Emyter

 2mb
 Emyter

 2mb
 Emyter

 22人(31.9%)

 死亡
 変更後
 市区町村内
 市区町村内
 市区町村内
 市区町村内
 市区町村内

47人(68.1%)

3 774			A = 1		
入所前	市区町村内	市区町村外	合計		
白宝	21人	25人	46人		
	32.3%	38.5%	70.8%		
住宅型有料	0人	1人	1人		
压心主书机	0.0%	1.5%	1.5%		
軽費	0人	0人	0人		
- 11月	0.0%	0.0%	0.0%		
サ高住	0人	2人	2人		
グ同圧	0.0%	3.1%	3.1%		
GH	0人	0人	0人		
αп	0.0%	0.0%	0.0%		
特定	0人	0人	0人		
行化	0.0%	0.0%	0.0%		
地密特定	0人	0人	0人		
地雷特定	0.0%	0.0%	0.0%		
±z /7±	2人	1人	3人		
老健	3.1%	1.5%	4.6%		
療養型•	0人	0人	0人		
介護医療院	0.0%	0.0%	0.0%		
特養	0人	2人	2人		
付食	0.0%	3.1%	3.1%		
地索杜羊	0人	0人	0人		
地密特養	0.0%	0.0%	0.0%		
スの出	3人	8人	11人		
その他	4.6%	12.3%	16.9%		
	把握していない				
		<u>0人</u> 0.0%			
A=1	26人	39人	65人		
合計	40.0%	60.0%	100.0%		

変更後	市区町村内	市区町村外	合計
	1人	1人	2人
自宅	4.5%	4.5%	9.1%
12 - Tol - Loled	0人	0人	0人
住宅型有料	0.0%	0.0%	0.0%
±▽ #₽	0人	0人	0人
軽費	0.0%	0.0%	0.0%
サ高住	0人	0人	0人
り同性	0.0%	0.0%	0.0%
GH	0人	0人	0人
uп	0.0%	0.0%	0.0%
特定	0人	0人	0人
付足	0.0%	0.0%	0.0%
地密特定	0人	0人	0人
地面特定	0.0%	0.0%	0.0%
老健	15人	2人	17人
	68.2%	9.1%	77.3%
療養型•	0人	0人	
介護医療院	0.0%	0.0%	0.0%
その他の	0人	0人	0人
医療機関	0.0%	0.0%	0.0%
特養	0人	2人	2人
刊及	0.0%	9.1%	9.1%
地密特養	0人	0人	0人
心田村民	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0人	<u>0人</u> 0.0%	0人
C 47 (IS	0.0%		
	1人		
	4.5%		
合計	16人	5人	22人
ни	72.7%	22.7%	100.0%



③過去1年間の介護療養型医療施設・介護医療院の入所及び退所の流れ

本市の介護療養型医療施設・介護医療院へ過去1年間に入所したが、その後退所 し居所変更をしたかたは8人となっています。

図-31

新規入所

【療養型等】

30人

1施設 定員36人

26人

居所変更

退所

8人(30.8%)

死亡

18人(69.2%)

入所前	市区町村内	市区町村外	合計
自宅	0人	0人	0人
日七	0.0%	0.0%	0.0%
住宅型有料	0人	0人	0人
正七至有杯	0.0%	0.0%	0.0%
軽費	0人	0人	0人
社具	0.0%	0.0%	0.0%
サ高住	0人	0人	0人
グ同圧	0.0%	0.0%	0.0%
GH	0人	0人	0人
ип	0.0%	0.0%	0.0%
特定	0人	0人	0人
行足	0.0%	0.0%	0.0%
地密特定	0人	0人	0人
地面特定	0.0%	0.0%	0.0%
老健	0人	0人	0人
七姓	0.0%	0.0%	0.0%
療養型•	0人	0人	0人
介護医療院	0.0%	0.0%	0.0%
特養	1人	0人	1人
付食	3.3%	0.0%	3.3%
地密特養	0人	0人	0人
地面付食	0.0%	0.0%	0.0%
その他	5人	24人	29人
ての世	16.7%	80.0%	96.7%
	0人		
	0.0%		
合計	6人	24人	30人
	20.0%	80.0%	100.0%

変更後	市区町村内	市区町村外	合計
自宅	0人	0人	0人
日七	0.0% 0.0%		0.0%
住宅型有料	0人	0人	0人
任七至有科	0.0%	0.0%	0.0%
軽費	0人	0人	0人
社員	0.0%	0.0%	0.0%
サ高住	0人	0人	0人
り同任	0.0%	0.0%	0.0%
GH	0人	0人	0人
ч	0.0%	0.0%	0.0%
特定	0人	0人	0人
17 JE	0.0%	0.0%	0.0%
地密特定	0人	0人	0人
地面特定	0.0%	0.0%	0.0%
老健	0人	0人	0人
七姓	0.0%	0.0%	0.0%
療養型•	0人	0人	0人
介護医療院	0.0%	0.0%	0.0%
その他の	0人	0人	0人
医療機関	0.0%	0.0%	0.0%
特養	0人	1人	1人
1寸发	0.0%	12.5%	12.5%
地密特養	0人	0人	0人
地田可民	0.0%	0.0%	0.0%
その他	1人	6人	7人
COLE	75.0%	87.5%	
	0人		
	0.0%		
合計	1人	7人	8人
	12.5%	87.5%	100.0%

④過去1年間のグループホームの入所及び退所の流れ

本市のグループホームへ過去 1 年間に入所したが、その後退所し居所変更をしたかたは 13 人となっています。このうち、主な変更先は、「その他の医療機関」が 4 人、「他のグループホーム」が 3 人、「特別養護老人ホーム」が 2 人となっています。

図-32

新規入所

【グループホーム】

24人

市区町村内 市区町村外

6施設 定員90人

居所変更

退所

13人(61.9%)

自宅 🕨	137	3	10/
H-T	79.2%	0.0%	79.2%
住宅型有料 -	0人	0人	0人
正七至有科	0.0%	0.0%	0.0%
軽費	0人	0人	0人
牲其	0.0%	0.0%	0.0%
サ高住	0人	0人	0人
り同性	0.0%	0.0%	0.0%
GH	1人	0人	1人
ип Г	4.2%	0.0%	4.2%
特定	0人	0人	0人
村上	0.0%	0.0%	0.0%
地密特定	0人	0人	0人
地名付足 一	0.0%	0.0%	0.0%
老健	2人	0人	2人
老链 📙	8.3%	0.0%	8.3%
療養型•	0人	0人	0人
介護医療院	0.0%	0.0%	0.0%
特養	0人	0人	0人
付食	0.0%	0.0%	0.0%
地密特養	0人	0人	0人
地省付食	0.0%	0.0%	0.0%

0人

0人

0.0%

2人

8.3%

0人

0.0%

24人

100.0%

2人

8.3%

把握していない

その他

合計

死亡 **8人(38.1%)**

変更後	市区町村内	市区町村外	合計
	1人	0人	1人
自宅	7.7%	0.0%	7.7%
	0人	0人	0人
住宅型有料	0.0%	0.0%	0.0%
±== ++h	0人	0人	0人
軽費	0.0%	0.0%	0.0%
	0人	1人	1人
サ高住	0.0%	7.7%	7.7%
011	3人	0人	3人
GH	23.1%	0.0%	23.1%
*+ 🕁	0人	0人	0人
特定	0.0%	0.0%	0.0%
地密特定	0人	0人	0人
地密特定	0.0%	0.0%	0.0%
老健	0人	0人	0人
七姓	0.0%	0.0%	0.0%
療養型•	1人	0人	1人
介護医療院	7.7%	0.0%	7.7%
その他の	4人	0人	4人
医療機関	30.8%	0.0%	30.8%
特養	2人	0人	2人
1寸段	15.4%	0.0%	15.4%
地密特養	0人	0人	0人
地面特度	0.0%	0.0%	0.0%
その他	1人	0人	1人
COLE	7.7%	0.0%	7.7%
	0人		
	0.0%		
合計	12人	1人	13人
нп	92.3%	7.7%	100.0%

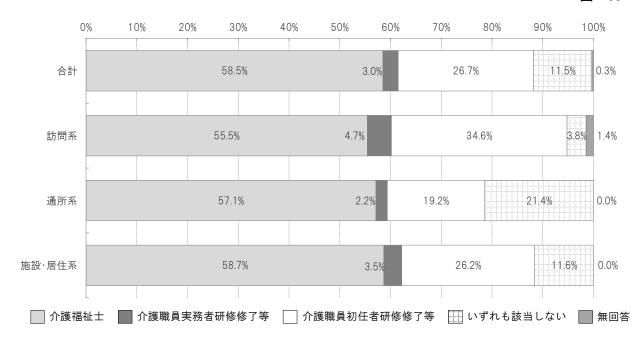


(5) 介護人材実態調査

①サービス系統別の資格保有の状況

各資格の保有状況については、各事業所ともに、「介護福祉士」が最も多く、半数を超えています。また、「介護職員実務者研修修了等」及び「介護職員初任者研修修了等」は訪問系が多くなっており、通所系が少なくなっています。通所系では、「いずれも該当しない」という回答が2割以上となっています。



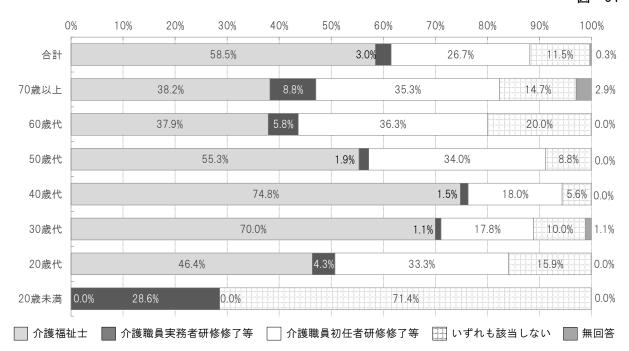




②年齢別の資格保有の状況

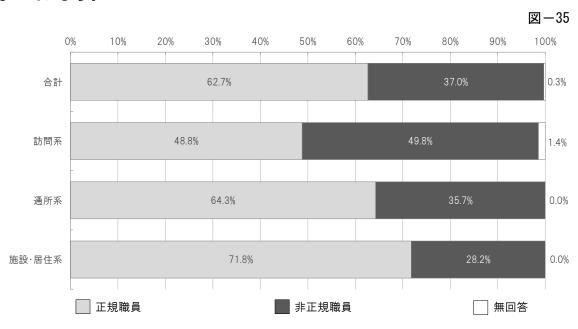
「介護福祉士」は40歳代が最も多くなっており、40歳代の職員の74.8%が取得しています。また、「介護職員実務者研修修了等」は20歳未満が最も多くなっており、70歳以上の割合もやや多くなっています。「介護職員初任者研修修了等」は20歳代、50歳代以上で3割を超えています。

図-34



③サービス系統別の正規職員・非正規職員の割合

正規職員は、「施設・居住系」が7割以上となっており、「訪問系」では半数以下となっています。

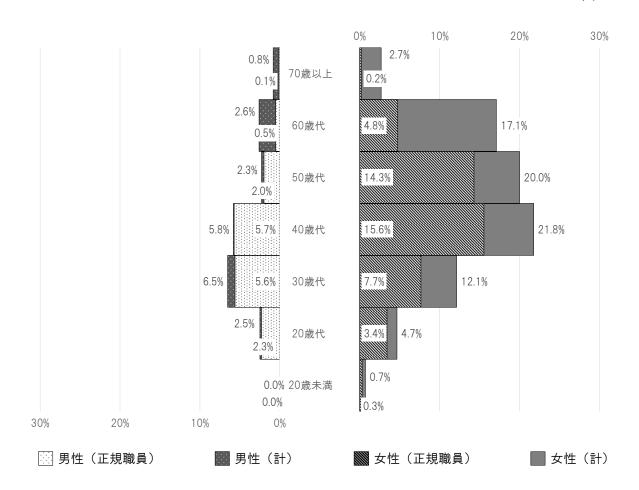




4性別・年齢別の雇用形態の構成比

介護職員の男女比は、男性 20.5%、女性 79.1%となっており、すべての年代において、女性職員が多くなっています。

図-36



⑤介護職員数の変化

過去 1 年の採用者は、「施設・居住系」が正規職員、非正規職員合わせて 89 人と最も多くなっています。しかし、離職者も「施設・居住系」が最も多く 78 人となっています。なお、昨年比では、職員数は増加傾向となっており、全体で 4.5% (44 人)の増加となっています。

表-18

サービス系統		職員総数			採用者数			離職者数			昨年比	
(該当事業所数)	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計
全サービス系統	659人	328人	987人	75人	124人	199人	70人	85人	155人	100. 8%	111. 9%	104. 5%
訪問系	129人	118人	247人	15人	34人	49人	10人	19人	29人	103. 9%	112. 7%	108. 1%
通所系	148人	82人	230人	21人	40人	61人	17人	31人	48人	102. 7%	111. 0%	105. 7%
施設·居住系	382人	128人	510人	39人	50人	89人	43人	35人	78人	99. 0%	111. 7%	102. 2%

第4節 調査結果等からみえる課題

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査からみえる課題

東部圏域の女性は、栄養改善リスク以外の項目で市平均を上回っており、特に、咀嚼機能リスク、閉じこもりリスク、うつリスクで市平均より約2ポイント高い判定率となっていることから、口腔ケア及びこころの健康についての啓発活動の充実が必要です。

西部圏域の男性は、特に認知症リスクが市平均に比べ 3.4 ポイント高くなっていることから、認知症予防についての取組を充実させることが必要です。また、女性は、運動器機能リスク、転倒リスクが市平均より 2 ポイント以上高い判定率となっていることから、運動やリハビリに関する教室などを充実させていく必要があります。

北部圏域は、男性、女性ともに他圏域に比べ比較的健康な高齢者が多い圏域といえますが、女性の栄養改善リスクは市平均より 1.3 ポイント高くなっていることから、特に女性に向けて栄養指導などを充実させていく必要があります。

(2) 在宅介護実態調査からみえる課題

要介護3以上のかたの介護者不安の側面からみた場合、在宅で介護を行うことに影響を与える要素としては、「認知症状への対応」と「日中・夜間の排泄」の2つが得られました。これらの介護不安をいかに軽減していくかが、在宅での生活を継続していくための重要なポイントになることから、専門職を含む地域の関係者間で今回の調査結果を共有し、具体的な取組につなげていく必要があります。

また、介護者の就労状況により、介護者が関わる介護や不安に感じる介護の内容が 異なることから、介護サービスに対するニーズは、要介護者の状況だけでなく、介護 者の就労状況によっても異なると考えられます。介護者の多様な就労状況に合わせた 柔軟な対応が可能となる訪問系サービスや通所系サービスの組み合わせ、小規模多機 能型居宅介護などの包括的サービスを活用することが、仕事と介護の両立を継続させ るポイントになると考えられます。

(3) 在宅生活改善調査からみえる課題

自宅などに居住しているかたで、在宅での生活の維持が難しくなっているかたは7.3%となっており、市全体でおおよそ125人と推計されています。そのうち、約4割のかたが在宅サービスの改善を行うことで生活の維持が可能であると回答しています。

在宅での生活の維持が難しくなった主な理由としては、「認知症の症状の悪化」、「必要な身体介護の増大」、「必要な生活支援の発生・増大」となっていることから、住み慣れた自宅などでの生活を継続できるよう、利用者が抱える問題について、専門職を交え解決のための検討を行っていくことが必要です。



(4) 居所変更実態調査からみえる課題

特別養護老人ホームから居所変更をしたかたの主な居所変更先は、「療養型・介護 医療院」「その他の医療機関」「他の特別養護老人ホーム」となっています。また、老 人保健施設から居所変更をしたかたの多くは、「他の介護老人保健施設」へ居所を変 更しています。グループホームから居所変更をしたかたの主な変更先は、「その他の 医療機関」「他のグループホーム」「特別養護老人ホーム」となっています。

各施設において、医療ニーズの高まりにより医療機関などへ居所を変更している利用者が多いことから、居所を変更することなく、利用者が適切なサービスを受けられるよう、介護職の医療知識の習得や看護師・介護職などの多職種連携を促すことが必要です。

(5) 介護人材実態調査からみえる課題

介護福祉士の資格を持つ職員は各サービスともに5割を超えています。年代別にみると、30歳代~40歳代が7割を超えており、他の年代に比べて高い割合を示しています。

サービス別正規職員、非正規職員割合では、訪問系サービスで非正規職員が約半数となっています。訪問系サービスは、他サービスと比較して 60 歳代の割合が多く、職員の高齢化が顕著となっていることから、若年層の職員の雇用を進め、継続的にサービスを提供できる体制を整えていくことが必要です。

また、過去 1 年間の採用者では、「施設・居住系」が正規職員、非正規職員合わせて89 人と最も多くなっています。

昨年比では、職員数は全サービスとも増加傾向となっていますが、雇用の確保及び 離職者を減らす取組を関係機関と連携しながら進めていくことが必要です。



第5節 前計画における基本目標評価

前計画においては、「高齢者になっても自立した生活をできる限り長く続けていくこと」を基本目標に掲げ、その進捗状況を計る指標として、「新規要支援・要介護認定者に占める各年代の割合」を設定し、健康管理の重要性の啓発や高齢者がいきいきと暮らせる環境づくりについて、関係機関などと連携して取り組んできました。

前計画で設定した令和2年度の目標値に対し、令和元年度の実績値は前期高齢者で 4.8 ポイント高い結果となっています。

今後は、特に前期高齢者における新規要支援・要介護認定数が増加しないよう、介護予防事業をはじめとした各施策を充実していくことが必要です。

【目標指標】新規要支援・要介護認定者に占める各年代の割合 表-19

.	<u> </u>	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度		
区分		実績値 実績値		目標値		
前期高齢者(65~74 歳)		13. 8%	15. 8%	11. 0%		
% 押 古 刱 耂	(75~84 歳)	40. 9%	40. 5%	43. 0%		
後期高齢者	(85 歳以上)	45. 3%	43. 7%	46. 0%		



第6節 日常生活圏域の設定

本市では、地理的条件、人口、交通事情、介護給付対象サービスを提供するための 施設の整備状況を総合的に勘案し、3 つの日常生活圏域を設定しています。

【那珂市日常生活圏域】

図-37



【各日常生活圏域の高齢者人口】 (単位:人)表-20

区分	平成 30 年	令和元年	令和2年
那珂市	16, 470	16, 728	17, 010
東部圏域	6, 738	6, 889	7, 046
西部圏域	4, 879	4, 931	4, 962
北部圏域	4, 853	4, 908	5, 002

※住民基本台帳(各年4月1日現在)から引用。

第 3 章

計画の基本的事項



第3章 計画の基本的事項

第1節 基本理念

やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり

前計画では、第2次那珂市総合計画の施策の大綱の一つである「やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり」を基本理念に掲げ、高齢者が自立し安心して暮らせるまち、地域の高齢者が互いに支え合い生きがいをもって暮らせるまちの実現に向け、各種施策を推進してきました。

今後高齢化が一層進む中にあっては、高齢者の地域での生活を支える「地域包括ケアシステム」を引き続き推進するとともに、制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを進めていく必要があります。

そのため、本計画では、前計画の基本理念を継承し「やさしさにあふれ生きがい の持てるまちづくり」を基本理念とします。

第2節 基本方針

基本理念に基づき、以下の3つを基本方針として掲げます。

- (1)生きがい・福祉のまちづくりの推進
- (2)地域包括ケアシステムの深化・推進
- (3)介護保険制度の円滑な運営



第3節 施策の体系

図-38

基本施策 基本理念 高齢者福祉サービスの充実 生きがい・福祉の まちづくりの推進 - 高齢者を支え合うまちづくりの推進 やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり 1 地域包括支援センターの機能強化 日常生活支援体制の充実と地域づくりの推進 3 介護予防の推進 地域包括ケアシス テムの深化・推進 4 認知症対策の推進 在宅医療・介護連携体制の充実 6 高齢者の住まいの確保 介護保険サービス量の確保 2 地域支援事業の推進 介護保険制度の 3 計画期間における施設整備方針 円滑な運営 4 介護保険サービス費と保険料の適正化 5 円滑な制度運営に向けた取組の推進

第 4 章

高齢者福祉についての施策



第4章 高齢者福祉についての施策

基本方針 1 生きがい・福祉のまちづくりの推進(高齢者福祉計画)

高齢者が住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、介護サービスだけでなく、高齢者のニーズに応じた多様な福祉サービスの充実に努めます。また、地域福祉活動を推進する市社会福祉協議会、地区まちづくり委員会、民生委員及び各種団体との多様な連携体制を強化し、地域全体で支え合うまちづくりを進めます。

施策1 高齢者福祉サービスの充実

(1) ひとり暮らし高齢者等の支援

①ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

75 歳以上のひとり暮らし高齢者などが、急病や災害時など緊急に援助が必要な場合に、消防本部へ直接通報ができる装置とペンダント型発信機を貸与します。

平成30年度から令和元年度では利用者は減少しましたが、令和2年度には増加する見込みとなっています。

引き続き、サービスの周知を図り、民生委員や各地域包括支援センターなどと連携し、必要量の把握に努めます。

【実績と計画値】 (単位:人)表-21

区分	第	8 期計画(実績	()	第9期計画(見込)			
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
利用者数	200	198	205	213	222	230	

[※]令和2年度は見込数。

②救急医療情報キット配布事業

65 歳以上のひとり暮らし高齢者などの緊急時に、かけつけた救急隊員が迅速・正確な救急活動ができるよう、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報をあらかじめ記載できる用紙と保管のための専用容器を配布します。

配布者数は年々増加しており、令和元年度では前年比65人の増加となっています。今後ますますひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、サービスの周知を行うとともに、民生委員や各地域包括支援センターなどと連携を図りながら、サービスが必要な世帯を把握し、サービスの利用につなげていきます。

【実績と計画値】 (単位:人)表-22

区分	第日	3 期計画(実績	責)	第9期計画(見込)			
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
配布者数	770	835	868	903	939	976	

[※]令和2年度は見込数。

(2) 在宅生活が困難な高齢者に対する支援

①老人保護措置事業

おおむね65歳以上の高齢者が、経済上及び環境上の理由から、在宅での生活が困難となった場合に、養護者人ホームなどへ入所措置を行います。

在宅の生活が困難となる前に、様々な課題を持つかたを各種相談窓口へつなぎ、 早期に支援できるよう、ふくし相談センターや民生委員、地域包括支援センターと 連携し、支援を必要としている高齢者の把握に努めます。

【実績と計画値】 (単位:人)表-23

区分	第	8 期計画(実績	()	第9期計画(見込)			
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	
措置者数	33	33	36	39	39	39	

[※]令和2年度は見込数。

(3) 敬老事業に対する支援

①敬老事業

100 歳達成者には自宅などを訪問し、記念品を贈呈して長寿を祝います。 敬老行事については、令和2年度より、各地区まちづくり委員会の実情に応じて、 敬老会開催事業と敬老記念品配布事業の2事業から選択して実施しています。

今後も、75 歳以上の高齢者の敬老と長寿を祝福し、福祉の増進を図るため、敬 老行事を実施する地区まちづくり委員会を支援します。

【実績と計画値】 表-24

区分	第8期計画(実績)			第9期計画(見込)			
区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
敬老会 参加者数(人)	2, 220	2, 005	_	2, 125	2, 176	2, 227	
敬老記念品 配布地区数 (地区)	_	1	8	1	1	1	



(4) 高齢者の移動に対する支援

①タクシー利用助成事業

在宅の障がい者や要介護者などが、通院などにタクシーを利用する際、助成券を 交付しています。

今後も、障がい者や要介護状態の高齢者の移動手段の確保のため、助成券の交付 を通じて利用者の負担軽減に努めます。

【実績と計画値】 (単位:人)表-25

	区分	第	8期計画(実績	()	第9期計画(見込)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	利用者数	139	127	155	160	165	170	

[※]令和2年度は見込数。

②デマンド交通運行事業

日常生活の移動手段に不便をきたしているかたのため、市内において同じ方向に向かう他の利用者と乗り合いで、自宅や指定の場所から目的地までの送迎を行います。平成31年4月からは、水戸市内2か所への市外運行を開始しました。

また、高齢者などの運転免許証の返納者に対しては、平成30年1月から、デマンド交通の特別利用券を交付しています。(令和2年4月より本格実施)

今後、運転免許証を自主返納する高齢者の増加が見込まれることから、デマンド 交通運行事業の普及と利便性の向上、市外運行区域の拡充に努めるとともに、交通 関連機関と連携の上、高齢者の移動手段の確保を図っていきます。

【実績と計画値】 (単位:人)表-26

区分	第8期計画(実績)			第9期計画(見込)			
区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
新規							
登録者数	295/359	377/495	450/550	480/580	500/600	520/620	
(65 歳以上/全体)							

[※]令和2年度は見込数。

施策2 高齢者を支え合うまちづくりの推進

さまざまな住民主体の助け合い活動を推進する市社会福祉協議会との連携は、地域 包括ケアシステムを構築するうえで重要です。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮 らしていくため、協力・連携して各種事業を進めます。

(1) 市社会福祉協議会との連携強化と活動支援

①ふくし相談センターとの連携

令和元年度に、市社会福祉協議会に「ふくし相談センター」が設置されました。 家庭や地域で生活する中で起こる様々な困りごとや悩みに応じる総合相談の窓口 と位置付けられており、「どこに相談したらいいのか分からない」という相談に対 応しています。

高齢者に関する生活の相談や複合的な課題を持つ世帯の相談などについては、ふくし相談センターを含め、地域包括支援センターなどの関係機関と検討や支援を講じる必要があることから、多様な連携体制の構築を図っていきます。

②あん・しん・ねっと事業

見守りが必要な高齢者などに対して、住民同士で見守りを行い、異変に気づいた場合には、関係機関につなぐためのネットワーク機能の充実を図ります。

③多様な社会参加の場としての居場所づくりの推進

(ア) ふれあい・いきいきサロン

身近な場所に集まり、仲間づくりや生きがい活動のできる居場所を提供し、介護予防や閉じこもり防止を図ります。

(イ) 居場所(たまり場)づくり

体力が低下した高齢者や、認知症の高齢者をはじめとしたさまざまなかたの多様な社会参加の場として居場所づくりを推進します。

④日常生活自立支援事業

認知症高齢者などの判断能力が不十分なかたの権利擁護を目的として、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの代行支援を行い、安心して自立した生活が送れるよう支援します。

⑤ふれあい給食サービス

ボランティアとのふれあいを通じて、安否確認と孤独感の解消を図るため、70歳以上の高齢者などへ月2回(8月を除く)給食サービスを行います。

⑥外出支援サービス事業

常時車いすを利用しているかたや寝たきり状態のかたに対して、地域住民がサービス提供の主体(リフト付き車両の運転)となり、外出を支援します。

⑦三世代交流

地区まちづくり委員会が主体となり、伝承活動などの交流できる機会を設け世代間の交流を図り、高齢者自身の生きがいづくりを支援します。



【市社会福祉協議会の主な実績値】

表-27

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	
あん・しん・ねっと事業	登録者数(人)	394	399	407
ふれあい・いきいきサロン	サロン数(箇所)	53	51	50
340000 000000	会員数(人)	1, 090	994	978
日常生活自立支援事業	契約者数(人)	20	17	20
ふれあい給食サービス	対象者数(人)	96	98	82
ふれめい	配食数(延べ)	1, 897	1, 819	693
外出支援サービス事業	登録者数(人)	9	12	12
三世代交流	開催回数(回)	7	7	7

[※]令和2年度は見込数。

(2) 関係機関、団体との連携

①ボランティア、自治会、地区まちづくり委員会との連携

地域福祉を実現し、誰もが安心していきいきと暮らしていくことができるまちづくりのために、ボランティア、自治会、地区まちづくり委員会など、さまざまな分野の組織との連携を図ります。

②民生委員との連携

ひとり暮らし高齢者などの把握や見守り活動、高齢者台帳の作成や各種サービス申請の取りまとめ、避難行動要支援者に対する支援など、地域の高齢者にとって重要な役割を担う民生委員との連携を密にし、高齢者の生活を支援します。

③消費生活センターとの連携

悪徳商法や二セ電話詐欺など高齢者を狙う犯罪は多種多様化しており、被害を未然に防止するため、消費生活センターと連携し、高齢者への意識啓発などに取り組みます。

④シルバーリハビリ体操指導士会との連携

高齢者自身が要介護状態になることの予防、あるいは要介護状態が悪化しないよう介護予防に努めることが重要です。そのため、地域の元気な高齢者をシルバーリハビリ体操指導士として養成し、介護予防・リハビリの知識や体操の普及を促進できるよう、指導士会との連携に努めます。

⑤見守り協力事業所との連携

高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、高齢者宅を訪問する機会が多い事業所と見守り活動協力に関する協定を、令和2年10月末で31事業所と締結しています。引き続き、協力事業所を拡大し見守り体制の強化に努めます。



(3) 高齢者団体の支援

①高齢者クラブの支援

同じ地域に生活する高齢者同士が、地域の奉仕活動やスポーツ活動に参加する高齢者クラブの活動は、高齢者の生活を健全で豊かなものとする一助となっています。

しかし、会員数の伸び悩みや休会になるクラブも見られることから、市のホームページや広報紙を通じて、各クラブの活動について周知するなど、高齢者クラブ活動の魅力を発信し、加入促進を支援します。(令和2年4月1日現在27クラブ)②シルバー人材センターの支援

シルバー人材センターの活動は、高齢者が働くことを通じて生きがいを得ること や、地域社会の活性化に貢献することなどを目的としています。

今後も、働く意欲のある高齢者が生きがいのある生活が送れるよう、シルバー人 材センターの活動を支援していきます。(令和2年4月1日現在会員数321名)

(4) 成年後見制度の利用促進と権利擁護の推進

高齢者が地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってそのかたらしい生活を継続できるよう、成年後見制度や虐待防止などの権利擁護活動を推進します。

成年後見制度については、判断能力に不安のある高齢者の権利や財産を守るため、 地域包括支援センターと連携して相談業務を行い、制度の活用を支援します。また、 茨城県央地域定住自立圏の構成市町村と連携し、ネットワークの構築、制度の普及 啓発及び必要な人材の育成などに努めます。

高齢者虐待については、今後も、市高齢者虐待対応マニュアルに沿って、地域包括支援センター及びふくし相談センターなどと連携し適切に対応するとともに、相談窓口の周知や見守り体制の構築など虐待防止対策を推進します。

(5) 防災・感染症対策

災害や感染症の発生に備え、介護事業所が平時から訓練の実施、啓発活動、物資の備蓄などを行っているか定期的に確認するとともに、国や県と連携し、防災・感染症対策に関する情報の提供や研修機会の充実などに努めます。



基本方針 2 地域包括ケアシステムの深化・推進(介護保険事業計画)

高齢者の単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを進めていくため、また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、地域包括ケアシステムを推進していきます。

高齢者の相談・支援の中核を担う地域包括支援センターの機能強化、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとする日常生活支援体制の充実、今後増加が見込まれる認知症高齢者に対する支援体制の整備、医療・介護関係機関や専門職との連携体制の推進を図るとともに、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するなど年齢や制度で分けることなく、効果的・効率的に介護予防に資する取組が推進できるよう、庁内や関連機関との連携体制の強化を図ります。

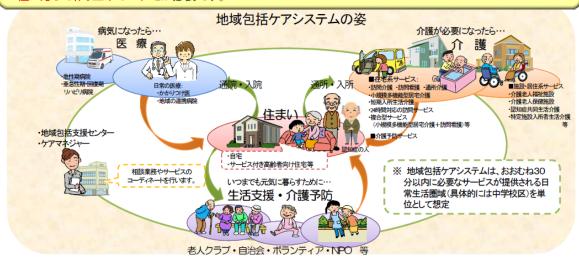
また、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体などと就労的活動の取組を実施 したい事業者などとをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加などを促進するため、 就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置を検討します。

【地域包括ケアシステムの構築について】

図-39

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、<mark>高齢化の進展状況には大きな地域差</mark>が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



※厚生労働省

施策1 地域包括支援センターの機能強化

地域において提供される医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の分野に関わる サービスが包括的に提供できる体制において、地域包括支援センターは重要な役割を 果たしています。

地域包括支援センターの役割や機能に見合った人材の確保や、関係機関・団体との連携により、適切な運営を進めます。

(1) 地域包括支援センターの適切な運営

中長期的な視野に立って、地域包括ケアシステムを深化・推進していくうえでは、 地域包括支援センターが効果的に機能し、安定的かつ継続的な運営をしていくことが 重要です。

地域包括支援センターの運営については、市が毎年度示す運営方針に基づき、地域の状況を把握し、医療や介護サービス、福祉サービスのみならず、近隣住民の助け合いなどの地域力を含めた、あらゆる社会資源と連携を図りながら、適切な運営を行うとともに、運営協議会を活用し地域包括支援センターの活動内容について点検・評価を行い、改善に取り組みます。

また、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助、災害時の連絡体制の整備などを行うために、地域包括支援センターとの連携に努めます。

さらに、地域包括支援センターの役割や活動内容について、市ホームページや広報紙などを利用し、市民への周知を図ることで、地域に住む高齢者のさまざまな相談窓口となるよう努めます。

(2) 人員体制の確保

地域包括支援センターは、高齢化に伴う相談件数の増加、困難事例への対応及び休日夜間の対応増、高齢者宅への訪問による実態把握など、その活動の質、量ともに増えています。

また、本市の「在宅医療・介護連携の推進」や「認知症対策の推進」に際し、中核的な役割を担う必要があることから、平成30年度から、地域包括支援センターの人員体制の拡充を図りました。

今後、地域包括支援センターの機能を更に充実させるために、センターの役割に応じた人員体制の強化を検討するとともに、研修などを通して資質の向上に努めます。



(3) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議には、①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見④地域づくり・資源開発⑤政策の形成の5つの機能があり、個別事例の課題検討を目的とした「地域ケア個別会議」と、地域に必要な取組を明らかにして、施策や政策の立案・提言を目的とする「地域ケア推進会議」に分類されます。

本市では、「地域ケア個別会議」を日常生活圏域ごとに設置し、多職種が協働し高齢者の自立を促すための個別課題解決に向けた検討を行っています。会議での検討の結果、支援計画などが見直され、支援が必要なかたへより適切なサービスが提供されるとともに、検討が繰り返し行われることで、介護支援専門員などの実践力の向上につながっています。

また、「地域ケア個別会議」において検討した高齢者の個別課題と「みらいミーティング」で把握された地域課題を、より多くの関係者で共有するために、地域ケア会議は「日常生活圏域高齢者ネットワーク会議」として第2層協議体と合同で開催しています。

これらの会議で協議された地域の課題や必要な取組が、「地域ケア推進会議」において検討され、市全体にとって必要な政策や取組が形成されます。

今後も地域ケア会議の推進により、地域において高齢者を直接支援する専門職の資質向上を図るとともに、地域課題の解決・政策形成に努めます。

図-40 実施イメージ 政策形成・サービスの創出 必要とされる、生活支援 サービスの提案 地域ケア推進会議(運営協) 第1層協議体 日常生活圏域にとどまらない個別課 日常生活圏域で解決できない課題や、 インフォーマル 他の日常生活圏域に共通する課題等を サービスやサポー 題や、政策形成の必要のある課題等の トの提案 協議したり、事業への反映をする 検討を進める 圏域では対応出来ない課題や、他圏域と共 個別支援によって把握されたサービスの不 足や制度的な課題等を提案し、サービスの 通する課題を提案し、市全体の取り組みと して検討する 検討や制度的な見直しについて協議する 第2層協議体 地域ケア会議 日常生活圏域高齢者ネットワーク会議(全体会) 会議の名称・委員は基本は同じで、時間又は協議事項を分けて開催する 整理された内 整理された内 容や課題を全 議事内容は、各小委員会からの報告や提案、課題の検討などを行う 容や課題を全 体会へ報告、 体会へ報告、 (各圏域で年3回程度) 提案する 提案する みらいミーティング(自治会単位) 地域ケア個別会議 全体会で共有された、個別事例から 個別事例の検討を中心に、ネット ワーク会議委員以外の専門職を含めた、 の地域課題に対する検討や、地域座談 会などを通じた地域課題把握・検討を 課題解決と専門職ネットワーキングを 目的に開催(各地区で年2回程度) 目的に開催

施策 2 日常生活支援体制の充実と地域づくりの推進

本市では、自治会、民生委員、介護サービス事業所などで構成する「那珂市介護予防・生活支援サービス推進協議会」を第 1 層協議体として、「日常生活圏域高齢者ネットワーク会議」を第 2 層協議体として設置しています。

(1) 協議体の活性化に向けた支援

第 1 層及び第 2 層協議体には、生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の 開発や関係者のネットワーク化、自治会などの多様な主体への協力依頼や生活支援の 担い手の養成などの検討を行っています。

那珂市介護予防・生活支援サービス推進協議会での検討の結果、平成 30 年度には住民主体による通所型サービスBを制度化し、令和 2 年度からは、移送前後の付添サービスである訪問型サービスDを開始しています。

今後も生活支援コーディネーターが中心となり、みらいミーティングや地域ケア個別会議で整理された課題などをネットワーク会議で検討し、那珂市介護予防・生活支援サービス推進協議会においてサービスの開発や生活支援の担い手の養成、関係者との連携を図っていきます。

【那珂市の介護予防・生活支援サービス事業】

①現行相当サービス

・介護予防訪問介護と内容は同じサービス (単位数や内容も全て同じ) 図-41

②訪問型サービスA1

・現在の訪問介護事業所が実施する、家事援助型サービス(1回単位)

③訪問型サービスA2

・NPO法人やシルバー人材センター等非営利組織 の提供する家事援助サービス(1回単位)

④訪問型サービスD

・NPO法人や住民主体で実施する移動支援サービス(移送前後の生活支援)(補助)

2:通所型サービス

1:訪問型サービス

①現行相当サービス

・介護予防通所介護と内容は同じサービス (単位数や内容も全て同じ)

②通所型サービスA

・短時間型(生きがい・運動機能)のデイサービス(1回単位)

③通所型サービスB

・住民主体で運営する通いの場(ミニデイサービス) (補助)

施策3 介護予防の推進

介護予防は、高齢者自身が自立した日常生活を送れるよう健康増進や介護予防の意識を持ち、要介護状態などになることの予防や要介護状態などの軽減、悪化の防止を図ることを目的としています。

(1) 一般介護予防事業の推進

地域サロンなどの住民主体の活動の場を充実させ、人と人とのつながりを通じて通いの場が継続的に拡大していくよう地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できるよう、関係機関と連携し支援を行います。

①介護予防普及啓発事業

市と地域包括支援センターにおいて、介護・医療・保健に関するデータを基に要介護認定者の状況について日常生活圏域ごとの特性を分析しています。

この日常生活圏域ごとのデータは、地域包括支援センターが実施する介護予防教室や出前講座などにおいて、介護予防や認知症などの知識の普及啓発に活用しています。

今後も、関係機関及びリハビリテーション専門職などと連携し、介護予防に資する運動機能の維持、栄養改善、口腔機能維持などの知識の普及啓発を行います。

②地域介護予防活動支援事業

市社会福祉協議会と連携し、住民主体の通いの場である地域サロンの運営を支援するとともに、シルバーリハビリ体操指導士会の協力の下、定期的に体操教室を実施することで、高齢者の健康増進を図ります。

今後は、高齢者の誰もが参加できる介護予防活動の展開を視野に入れ、関係機関 と連携した事業を推進していきます。

(2) 介護予防に向けた関係機関との連携

本市では、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、リハビリテーション専門職などと連携しながら介護予防事業に取り組んでいます。

今後は、介護・医療・保健に関する市関係各課との連携を強化するとともに、地域 ケア会議などの活用を図りながら、高齢者が生きがいをもって生活できる地域づくり を推進していきます。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

令和元年の制度改正により、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、市町村は介護予防を進めるに当たり、高齢者保健事業と一体的に実施するよう努めるものとされました。

本市では、介護・医療・健診情報などの活用を含め市関係各課と連携し、一体的実施事業に取り組みます。

施策 4 認知症対策の推進

全国で認知症のかたの数は、平成 30 年度には 500 万人を超え、65 歳以上の高齢者のうち、7 人に 1 人が認知症と見込まれています。認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近なかたが認知症になることなどを含め、多くのかたにとって身近なものとなっています。

このような中、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。 本市では、この大綱に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症のかたや家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」の施策を推進します。

(1) 普及啓発・本人発信支援

①認知症サポーターの養成

本市における認知症サポーターの養成人数は、令和2年9月末時点で3,412人となっています。

認知症のかたと地域での関わりが多いとされる職域・児童・学生など、幅広い世代に対して、地域包括支援センターと連携しながら、認知症サポーターを養成し認知症にやさしいまちづくりに取り組みます。

②認知症ケアパスの普及啓発

認知症のかたができる限り住み慣れた地域で暮らし続け、また、その家族が安心できるよう、認知症地域支援推進員と連携し「認知症ケアパス」の普及啓発に努めます。

令和2年度において、認知症ケアパスの見直しを行い、状態に応じた適切なサービス提供の流れ及び相談先の周知を図ります。

(2) 認知症の予防に対する取組

認知症の発症を遅らせることができる可能性として、運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会的孤立の解消が挙げられます。そのため、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、通いの場における介護予防活動を推進します。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

①認知症初期集中支援チームの運営

認知症初期集中支援チームは、認知症専門医及び医療と介護の専門職で構成され、 専門医による助言・指導の下、複数の専門職が家庭訪問を通じて本人や家族の初期 支援を包括的・集中的に行います。

本市においては、認知症疾患医療センターに認知症初期集中支援チームを設置し、チーム員を認知症疾患医療センター及び地域包括支援センター職員で構成しています。月1回事前会議とチーム員会議を開催してケースの検討を行い、在宅医療・介護連携、認知症対策推進委員会においてチームの活動内容を報告しています。

今後は、認知症初期集中支援チームの活動について、市民や医療機関・介護事業



所などへ周知するとともに、関係機関との連携による支援体制の下、チームの活動が充実するよう取り組みます。

②認知症カフェの支援

認知症のかたの家族の介護負担軽減を図り、認知症のかたを支えるつながりを支援するため、認知症地域支援推進員と連携し、認知症のかた及びその家族などが集う認知症カフェの取組を推進します。

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症のかたへの支援・社会参加支援

①認知症バリアフリーの推進

認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で暮らしていくために認知症のかたが生活しやすい取組や環境を整備していく必要があります。

本市では、徘徊高齢者家族支援サービス事業(位置情報端末機の貸与)の実施、 おかえりマークの配布、徘徊 SOS ネットワークの構築などにより、認知症バリア フリーの取組を推進します。

また、地域における支援体制の充実に向け、チームオレンジ(認知症のかたやその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み)の整備を検討します。

②若年性認知症のかたへの支援・社会参加支援

認知症疾患医療センターや若年性認知症支援コーディネーター(県内1か所に配置)との連携・認知症初期集中支援チームの活用により、若年性認知症のかたが地域で安心して生活できるよう支援するとともに、社会参加活動を促進します。



施策 5 在宅医療・介護連携体制の充実

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と在宅介護を一体的に提供し、切れ目のない提供体制を構築するために、医療機関や介護事業所などの関係者と協働・連携していくことが必要です。

一方で、在宅で受けられる医療・介護サービスの内容や利用方法、看取りや人生の 最終段階の選択(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)、地域の見守りや認知症 のかたへの対応について、地域住民に啓発することも重要となっています。

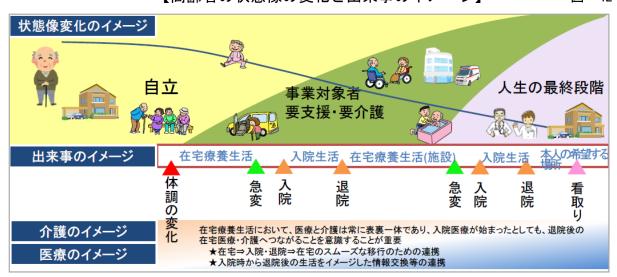
本市においては、在宅医療・介護連携、認知症対策推進委員会を設置し、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・介護支援専門員・認知症疾患医療センター職員・地域包括支援センター管理者・保健所職員及び市関係課職員などの多職種が参加して、在宅医療・介護連携体制の構築や認知症対策に取り組んでいます。

また、入退院支援を行う医療や介護の専門職を支援するために、各地域包括支援センターに相談窓口を設置し、高齢者が退院後も住み慣れた地域で生活できるよう支援を行っています。

今後、医療と介護の切れ目のない支援体制を構築するに当たり、高齢者のライフサイクルの中で起こりうる①入退院支援②日常の療養支援③急変時の対応④看取りの4つの場面を意識しながら、関係機関・多職種・県・近隣市町村などとの多様な連携体制を整備していきます。

【高齢者の状態像の変化と出来事のイメージ】

図-42



※在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.3 (厚生労働省)



施策 6 高齢者の住まいの確保

住まいは、地域包括ケアシステムの基礎となるものであり、地域においてそれぞれの生活ニーズに合った住まいが確保されることが重要です。

このため、持ち家や賃貸住宅の改修支援に加え、加齢対応構造を備えた市営住宅及びケアの専門家による安否確認・生活相談サービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅などの整備について、県及び市関係各課と連携していきます。

あわせて、公共施設や道路など、すべての人々が利用しやすい住環境を整備するため、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境づくりを推進していきます。

今後は、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者など、多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、65歳以上で環境の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なかたが、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他援助を行うことを目的とする養護者人ホーム(市内施設:2か所)や、低額な料金で高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする軽費者人ホーム(市内施設:1か所)についても、関係機関と連携し、入所希望者の把握と円滑な入所が図れるように努めます。

基本方針 3 介護保険制度の円滑な運営(介護保険事業計画)

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービス量と質の確保に努めるとともに、介護保険事業を円滑に運営するため、介護給付の適正化、低所得者にも配慮した介護保険料の設定、事業者への適正な指導などを行います。

施策 1 介護保険サービス量の確保

介護保険サービスには、在宅で「訪問」「通所」「宿泊」が利用できる「居宅サービス」、原則として市内在住のかたのみが利用できる「地域密着型サービス」、入所してサービスが受けられる「施設サービス」があります。

介護保険被保険者数の増加に伴う要支援・要介護認定者数の増加により、必要とされる介護保険サービス量も増加することが見込まれることから、今後のサービス見込量を適正に推計するとともに、サービス量の確保に努めます。

サービスの見込量については、平成30年度から令和元年度までの実績及び令和2年度の実績見込みを考慮し、かつ、団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年度及び団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年度を見据え、サービスの必要性や需要を予測するとともに、制度改正の状況も踏まえて推計しています。

(1) 居宅サービス

①訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)などが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や 日常生活の援助を行うサービスです。

表-28

<u>Γ</u> / \		第7期計画(実績)			第8	令和7年度		
区分	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
∧ - #	人	2, 436	2, 509	2, 472	2, 556	2, 652	2, 712	2, 820
介護	回	44, 870	46, 127	47, 276	53, 348	55, 424	56, 714	58, 705

※令和2年度は見込数。

②訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

介護福祉士などの専門スタッフが、浴槽設備や簡易浴槽を積載した移動入浴車などで家庭を訪問し、血圧、体温などのバイタルチェックを含め、入浴の介助を行うサービスです。

表一29

ΓZ /\		第 7	期計画(実統	績)	第 8	期計画(見	込)	令和7年度
区分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
介護	人	325	316	336	408	432	456	456
刀張	回	1, 990	1, 982	2, 261	2, 903	3, 107	3, 245	3, 245
介護予防	人	0	0	0	0	0	0	0
河暖了的	回	0	0	0	0	0	0	0

[※]令和2年度は見込数。

③訪問看護/介護予防訪問看護

訪問看護ステーションの看護師などが訪問し、病状の観察や床ずれの手当、点滴の管理などを行うサービスです。

表 - 30

ΓΛ		第7	期計画(実行	績)	第 8	期計画(見:	込)	令和7年度
区分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
介護	人	1, 442	1, 564	1, 512	1, 620	1, 692	1, 752	1, 788
	回	12, 157	13, 568	13, 682	14, 926	15, 655	16, 218	16, 501
人进习叶	人	283	303	336	384	384	408	420
介護予防	回	2, 291	2, 769	3, 226	3, 631	3, 511	3, 754	3, 854

[※]令和2年度は見込数。

④訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが訪問し、主治医の指示に基づき、能力に応じて自立した生活が送れるよう機能訓練を行うサービスです。

表-31

区分		第 7	期計画(実	績)	第 8	期計画(見:	込)	令和7年度
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
介護回	人	133	194	204	216	228	240	240
	回	1, 218	2, 043	2, 962	3, 517	3, 775	3, 938	3, 938
介護予防	人	28	19	24	24	24	24	24
刀張了例	□	193	234	264	276	276	288	288

[※]令和2年度は見込数。

⑤居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが通院困難なかたの自宅を訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を行うサービスです。

表 - 32

区分		第 7	期計画(実	績)	第 8	期計画(見:	込)	令和7年度
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
介護	人	1, 556	1, 680	1, 692	1, 908	2, 004	2, 052	2, 088
介護予防	人	79	79	120	132	132	144	144

[※]令和2年度は見込数。

⑥通所介護 (デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの介護及び機能訓練などを日帰りで行うサービスです。

表一33

E7 /\		第 7	期計画(実	績)	第8期計画(見込) 台			令和7年度
区分	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
△ #	人	4, 975	4, 994	5, 148	5, 424	5, 832	6, 108	6, 360
介護	回	47, 436	47, 895	50, 062	53, 738	59, 070	62, 962	65, 558

[※]令和2年度は見込数。



⑦通所リハビリテーション(デイケア)/介護予防通所リハビリテーション 病院や介護者人保健施設で、理学療法士などによる機能訓練を行うサービスです。

表 - 34

区分		第7	期計画(実	績)	第8	令和7年度		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
人=#	人	3, 670	3, 689	3, 576	3, 612	3, 624	3, 660	3, 732
介護	回	29, 390	28, 917	30, 404	32, 657	32, 996	33, 353	33, 979
介護予防	人	1, 032	1, 068	1, 092	1, 176	1, 236	1, 272	1, 308

[※]令和2年度は見込数。

⑧短期入所生活介護 (ショートステイ) /介護予防短期入所生活介護

介護者人福祉施設などへ短期間の入所をするかたに、入浴、排泄、食事などの介護及び機能訓練を行うサービスです。

表 - 35

区分		第 7	期計画(実行	績)	第 8	期計画(見:	込)	令和7年度
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
介護	人	1, 656	1, 854	1, 776	1, 944	2, 016	2, 064	2, 088
	回	23, 438	26, 706	31, 367	38, 174	39, 964	40, 946	41, 532
人进习叶	人	38	61	48	60	60	60	60
介護予防	回	166	286	149	162	162	162	162

[※]令和2年度は見込数。

⑨短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設へ短期間の入所をするかたに、医療管理のもとで看護、介護、機能訓練などを行うサービスです。

表 - 36

区分		第 7	期計画(実	績)	第8期計画(見込)			令和7年度
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
人-#		190	184	168	180	192	204	204
介護	□	1, 729	1, 687	1, 722	2, 006	2, 208	2, 340	2, 340
人業之吐	人	3	0	0	0	0	0	0
介護予防	回	24	0	0	0	0	0	0

[※]令和2年度は見込数。

⑩福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のあるかたに対して、日常生活上の便宜を図るための用具、機能訓練のための用具を貸与するサービスです。

表-37

区分		第 7	第7期計画(実績)			第8期計画(見込)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)	
介護	人	7, 295	7, 594	7, 860	8, 544	9, 192	9, 432	9, 576	
介護予防	人	1, 387	1, 563	1, 788	2, 016	2, 100	2, 160	2, 232	

[※]令和2年度は見込数。

⑪特定福祉用具購入/特定介護予防福祉用具購入

入浴や排泄に使用する用具など貸与に適さない特定福祉用具を購入したときに、 その購入費の9割から7割相当額を支給するサービスです。

表-38

区分		第 7	期計画(実	績)	第 8	期計画(見:	込)	令和7年度
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
介護	人	137	163	192	216	216	228	228
介護予防	人	42	43	84	96	108	108	108

[※]令和2年度は見込数。

12)住宅改修/介護予防住宅改修

在宅生活の環境を整えるため、手すりの取り付けや段差の解消、その他厚生労働 大臣が定める介護に必要な住宅改修を行った際、その費用の 9 割から 7 割相当額 を支給するサービスです。

表 - 39

区分		第 7	期計画(実	績)	第8期計画(見込)			令和7年度
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
介護	人	101	76	84	84	84	84	84
介護予防	人	35	37	36	48	48	48	48

[※]令和2年度は見込数。



(1)特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入居しているかたに対して、入浴、排泄、 食事などの介護及び機能訓練を行うサービスです。

表一40

区分		第7	期計画(実	績)	第8	第8期計画(見込)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)	
介護	人	280	283	288	288	300	300	312	
介護予防	人	17	13	12	24	24	24	24	

[※]令和2年度は見込数。

(4)居宅介護支援/介護予防居宅介護支援

居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)を作成し、各種サービスが確保されるよう事業者との連絡調整を行います。

表一41

区分		第 7	期計画(実	績)	第8期計画(見込)			令和7年度
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
介護	人	12, 853	13, 171	13, 200	13, 716	14, 292	14, 676	14, 988
介護予防	人	2, 270	2, 527	2, 808	3, 156	3, 300	3, 420	3, 516

[※]令和2年度は見込数。



(2) 地域密着型サービス

①認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護

認知症のかたを対象に、入浴、食事などの介護及び機能訓練などを日帰りで行う サービスです。

表-42

5	 /\		第7	期計画(実	績)	第8	期計画(見	込)	令和7年度
Ŀ	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
人士	#	人	600	480	408	408	408	420	432
介部		口	5, 708	4, 707	4, 721	4, 991	4, 991	5, 132	5, 274
古如	『圏域	人	316	296	233	408	408	420	432
果司 果司)) 图域	口	2, 862	2, 675	2, 502	4, 991	4, 991	5, 132	5, 274
an ±i	『圏域	人	0	0	0	0	0	0	0
	D 图 以	□	0	0	0	0	0	0	0
-1~立に	北部圏域	人	284	184	175	0	0	0	0
1 1/2)) 图域	口	2, 846	2, 032	2, 219	0	0	0	0
介護	ᅺ	人	14	1	0	12	12	12	12
ブ酸し	מנויצ	П	64	5	0	12	12	12	12
古 立7	3圏域	人	14	1	0	12	12	12	12
宋巾	地包以	П	64	5	0	12	12	12	12
— 立 7	ß 圏域	人	0	0	0	0	0	0	0
	地間場	□	0	0	0	0	0	0	0
-1レ立の	双翼状	人	0	0	0	0	0	0	0
시마미	北部圏域	□	0	0	0	0	0	0	0

[※]令和2年度は見込数。

[※]市外の事業所利用者がいるため、圏域ごとの合計とは一致しない場合があります。



②小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護

通い(デイサービス)を中心として、訪問や泊まりを組み合わせて利用することで、在宅での生活を継続的に支援するサービスです。

表-43

ΣΛ		第 7	期計画(実	績)	第 8	期計画(見	込)	令和7年度
区分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
介護	人	832	810	864	912	936	936	936
東部圏域	人	348	341	363	383	393	393	393
西部圏域	人	244	263	276	292	300	300	300
北部圏域	人	229	194	225	237	243	243	243
介護予防	人	29	40	84	96	108	108	108
東部圏域	人	2	2	5	6	6	6	6
西部圏域	人	0	5	7	3	9	9	9
北部圏域	人	27	30	72	83	93	93	93

[※]令和2年度は見込数。

③認知症対応型共同生活介護(グループホーム)/介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症のかたを対象に、少人数で共同生活をしながら家庭的な雰囲気の中で、入 浴、排泄、食事などの介護及び機能訓練などを行うサービスです。

表一44

	Ε 7 / \		第7	期計画(実	績)	第 8	期計画(見:	込)	令和7年度
	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
	介護	人	1, 035	1, 061	1, 188	1, 296	1, 296	1, 404	1, 512
	東部圏域	人	379	420	520	520	520	539	582
	西部圏域	人	523	515	540	648	648	706	761
	北部圏域	人	108	105	108	108	108	139	149
1	介護予防	人	0	0	0	0	0	0	0
	東部圏域	人	0	0	0	0	0	0	0
	西部圏域	人	0	0	0	0	0	0	0
	北部圏域	人	0	0	0	0	0	0	0

[※]令和2年度は見込数。

[※]市外の事業所利用者がいるため、圏域ごとの合計とは一致しない場合があります。

[※]市外の事業所利用者がいるため、圏域ごとの合計とは一致しない場合があります。

④地域密着型通所介護

利用定員が18名以下の通所介護事業所で、食事、入浴などの介護及び機能訓練などを日帰りで行うサービスです。

表-45

マハ マハ		第 7	期計画(実	績)	第8	期計画(見	込)	令和7年度
区分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
介護	人	1, 804	1, 999	2, 016	2, 112	2, 244	2, 316	2, 388
が設	口	21, 180	22, 707	22, 408	23, 312	24, 540	25, 440	26, 102
東部圏域	人	489	640	607	639	682	706	730
果即倒塊	□	5, 798	6, 813	6, 417	6, 716	7, 121	7, 418	7, 636
西部圏域	人	870	971	938	987	1, 055	1, 091	1, 128
四即图域	口	9, 065	10, 826	9, 918	10, 379	11, 005	11, 464	11, 802
北郊圏域	人	241	245	294	309	331	342	354
北部圏域・	□	2, 879	2, 586	3, 111	3, 256	3, 452	3, 596	3, 702

[※]令和2年度は見込数。

⑤定期巡回·随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期 巡回型訪問とオンコールサービスを 24 時間体制で行い、必要に応じて随時対応す るサービスです。

表一46

	区分		第7	期計画(実	績)	第8期計画(見込)			令和7年度
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
	介護	人	211	145	204	216	216	228	228
	東部圏域	人	0	0	0	0	0	0	0
	西部圏域	人	0	0	0	0	0	0	0
	北部圏域	人	211	145	204	216	216	228	228

[※]令和2年度は見込数。

[※]市外の事業所利用者がいるため、圏域ごとの合計とは一致しない場合があります。

[※]市外の事業所利用者がいるため、圏域ごとの合計とは一致しない場合があります。



⑥その他の地域密着型サービス

以下の地域密着型サービスについては、利用者が限られてしまうことや、現在、市内に事業所がないことから、サービス量は見込みません。

(ア) 夜間対応型訪問介護

要介護認定者に対して、夜間において安心して在宅生活が送れるよう、 定期的な巡回や通報システムによる随時対応で訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や生活援助を行うサービスです。

(イ) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて提供するサービスで、 医療ニーズの高い要介護認定者の居宅での生活を支えるため、看護と介護 を一体的に行うサービスです。

(ウ) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

入所定員が29名以下の介護者人福祉施設に入所しているかたに対し、 入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練、健康管理などを行うサービスで す。

(工) 地域密着型特定施設入居者生活介護

入所定員が 29 名以下の小規模な介護専用の有料者人ホームなどの特定施設のうち、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行うサービスです。

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

原則として要介護3以上の認定者が対象となり、寝たきりや認知症のために自宅での生活が困難で常時介護を必要とするかたに対し、食事、入浴、排泄などの生活全般の介護を行う施設です。

表-47

ΣΛ		第 7	期計画(実	績)	第8期計画(見込)			令和7年度
区分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
介護	人	3, 081	3, 360	3, 504	3, 504	3, 504	3, 504	4, 320

[※]令和2年度は見込数。

②介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定期にあるかたが在宅復帰できるよう、機能訓練や介護を行う施設です。

表一48

区分		第 7	期計画(実	績)	第8期計画(見込)			令和7年度
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
介護	人	2, 654	2, 566	2, 520	2, 520	2, 520	2, 520	2, 856

[※]令和2年度は見込数。

③介護療養型医療施設(療養病床)

急性期の治療が終わり、病状が安定期にあるかたに対して、医学的管理下における介護、機能訓練などを行う施設です。

表-49

<u>-</u> - Λ		第 7	期計画(実統	績)	第8	令和7年度		
区分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
介護	人	29	27	36	36	36	36	

[※]令和2年度は見込数。



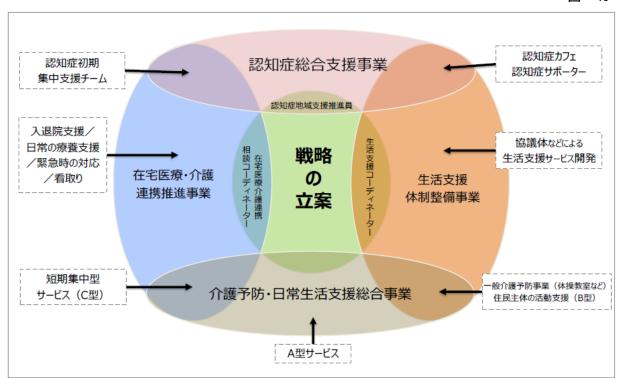
施策 2 地域支援事業の推進

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、 介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供していく地域包括 ケアシステムの推進が求められています。

地域支援事業には、地域包括支援センターによる包括的支援体制を軸に、認知症に 関する取組として「認知症総合支援事業」、住民主体による生活支援や地域の見守り 体制の整備などを行う「生活支援体制整備事業」、介護予防に関する取組や通いの場 などでの支援を行う「介護予防・日常生活支援総合事業」、医療と介護の連携体制を 構築する「在宅医療・介護連携推進事業」の4つの事業を一体的に実施しています。

【地域支援事業の4つの事業の連動性】

図-43



※地域支援事業の連動性を確保するための調査研究事業(平成30年度老人保健事業推進費等補助金老人保健康増進等事業 三菱UFJリサーチ&コンサルティング)



(1) 包括的支援事業及び任意事業の実績及び見込量

地域包括支援センターにおける総合相談や地域のネットワークづくりにより、支援 を必要としている高齢者を各種サービスなどの利用につなげ、地域で安心して生活が できるよう支援を行う事業です。

表一50

	□ /\	第 7	期計画(実統	績)	第 8	期計画(見	込)
	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
	総合相談	延 4, 604 件	延 4, 578 件	延 4, 100 件	延 4, 800 件	延 4, 900 件	延 6, 000 件
	高齢者実態把握訪問	実 774 件	実 760 件	実 820 件	実 810 件	実 820 件	実 830 件
	各種申請代行	延 284 件	延 296 件	延 420 件	延 480 件	延 500 件	延 520 件
	————————————————————————————————————	3 回	1回	4 回	3 回	3 回	3 回
包	相談協力員研修	実 95 人	実 114 人	実 83 人	実 120 人	実 120 人	実 120 人
括的	虐待対応等	実9件	実8件	実 13 件	実 20 件	実 20 件	実 20 件
包括的支援事業	日常生活圏域高齢者 ネットワーク会議	9 回	9 回	9 回	9 回	9 回	9 回
未	地域ケア個別会議	_	3 回	5 回	6 回	6 回	6 回
	ケアマネジャー支援	延 749 件	延 505 件	延 412 件	延 450 件	延 480 件	延 510 件
	ケアマネジメント	6 回	5 回	5 回	6 回	6 回	6 回
	ネットワーク会議	延 279 人	延 222 人	延 170 人	延 180 人	延 180 人	延 180 人
	ケアプラン作成	延 4, 719 件	延 5, 179 件	延 5, 364 件	延 5, 632 件	延 5, 914 件	延 6, 210 件
	 紙おむつ助成	実 179 人	実 161 人	実 195 人	実 142 人	実 149 人	実 156 人
	加めるのとの	延 4, 960 枚	延 4, 546 枚	延 5, 440 枚	延 4, 085 枚	延 4, 289 枚	延 4, 503 枚
	成年後見制度 利用支援	2 件	1 件	1 件	2 件	2 件	2件
任意事業	福祉用具·住宅改修 支援	1 件	0 件	5 件	2 件	2 件	2 件
	配食サービス	実 156 人	実 140 人	実 143 人	実 150 人	実 157 人	実 190 人
	乱及り一し人	延 28, 884 食	延 22, 804 食	延 24, 377 食	延 25, 620 食	延 26, 901 食	延 33, 880 食
	徘徊高齢者家族支援 サービス	2 人	1人	2人	2人	2人	2人

[※]令和2年度は見込数。



◇認知症総合支援事業

表-51

区分	第 7	期計画(実統	績)	第8	期計画(見)	<u> </u>
运 力	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チーム	35 件	29 件	20 <i>I</i> H	25 <i>I</i> /+	27 <i>I</i> I I	40 <i>I</i> /H
支援実績	30 1 1	29 1 11	30 1 1	0件 35件 37件 00件 340件 360件		
認知症地域支援推進員	233 件	295 件	200 1/4	240 1/4	260 <i>W</i> +	200 <i>I</i> H
相談件数	200 1+	290 1+	300 1+	件 35件 37件 40件 件 340件 380件 380件 60回 60回 60回 0人 延900人 延960人 延1,020	300 1+	
認知症カフェ		29 回	9 回	60 回	60 回	60 回
認知症ガラエ		延 462 人	延 100 人	延 900 人	延 960 人	延 1, 020 人
認知症サポーター養成	713 人	773 人	160 人	735 人	740 人	745 人

[※]令和2年度は見込数。

◇在宅医療・介護連携推進事業

表 - 52

EZ /\	第 7	期計画(実	実績) 第8期計画(見込)			<u> </u>
区分 	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅医療・介護連携推進事業	74 件	111 件	140 件	180 件	220 件	250 件
相談件数	741+	1117+	140 17	100 1+	220 17	250 1

[※]令和2年度は見込数。

◇生活支援体制整備事業

表 - 53

	ΓΛ	第 7	期計画(実	績)	第8期計画(見込)			
区分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	第1層	市全体	市全体	市全体	市全体	市全体	市全体	
+27	生活支援コーディネーター	2 人	2 人	1人	1人	1人	1人	
協議体	第2層		3 圏域	3 圏域	3 圏域	3 圏域	3 圏域	
14	年 2 信 生活支援コーディネーター 1 1 1 1 1 1 1 1 1	_	各1人	各1人	各1人	各1人	各1人	
	生心又仮コーティ ホーダー		計3人	計3人	計3人	計 3 人	計3人	

[※]令和2年度は見込数。



(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実績及び見込量

高齢者が要支援・要介護状態になることの予防または要介護状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を目的として行う事業です。

表-54

	E7 / \	第 7	期計画(実	 績)	第 8	期計画(見	込)
	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	出前講座	23 回	27 回	10 回	45 回	45 回	45 回
	山 川 神 	延 401 人	延 369 人	延 105 人	延 675 人	延 675 人	延 675 人
介	 介護予防講話	15 回	11 🗓	3 回	11 🗓	11 回	11 回
介護予防事業	刀皮了奶带巾	延 266 人	延 111 人	延 15 人	延 275 人	延 275 人	延 275 人
防事	シルバーリハビリ	15 人	_	6 人	_	15 人	_
業	体操指導士養成	10 /		0 7		10 /	
	高齢者の生きがいと	延 1, 323 人	延 1, 186 人	延 1, 090 人	延 1, 150 人	延 1, 200 人	延 1, 250 人
	健康づくり	延1,020人	延1,100人	延1,000人	延1,100人	延 1, 200 八	延 1, 200 八
	訪問介護(予防給付基準)	延 543 人	延 500 人	延 504 人	延 535 人	延 568 人	延 603 人
	」 訪問型A(人員緩和基準)	延 49 人	延 51 人	延 48 人	延 48 人	延 48 人	延 48 人
総合事業	訪問型D(移動支援)	_	-	延 30 人	延 72 人	延 96 人	延 120 人
事業	通所介護(予防給付基準)	延 2, 433 人	延 2, 525 人	延 2, 316 人	延 2, 386 人	延 2, 458 人	延 2, 606 人
	通所型A(人員緩和基準)	延 259 人	延 548 人	延 576 人	延 738 人	延 790 人	延 846 人
	通所型B(住民主体支援)	_	_	_	1 団体	1 団体	1 団体

[※]令和2年度は見込数。



施策 3 計画期間における施設整備方針

(1) 地域密着型サービス事業所

認知症により在宅での生活が困難となるかたの増加が見込まれます。本計画期間中に、認知症対応型共同生活介護 2 ユニット(18 床)の整備を見込みます。

【日常生活圏域別地域密着型サービス事業所整備状況】

表一55

	市乡	≧体		東部	圏域		西部	圏域	北部	圏域						
区分	施設数 (か所)	定員 (人)		殳数 \所)	定員 (人)	施設(か	殳数 \所)	定員 (人)	施設数 (か所)	定員 (人)						
認知症対応型 通所介護	1	12		1	12	_	_	_	_	_						
小規模多機能型 居宅介護	3	87		1	29		1	29	1	29						
				3	45		4	54								
認知症対応型				1	18		1	18								
共同生活介護	8	108	内	1	18	内	1	18	1	9						
(グループホーム)			内	訳	訳	訳	訳	訳	訳	訳	9	訳	1	9		
							1	9								
地域密着型	9	139		3	43		3	54	3	42						
通所介護	Э	139		3	43		3	54	<u>ى</u>	42						
定期巡回·																
随時対応型	1	_	-	_	_	_	_	_	1	_						
訪問介護看護																

[※]令和3年3月末の見込数。

[※]小規模多機能型居宅介護の定員は、登録者数を表記。



施策 4 介護保険サービス費と保険料の適正化

(1) 介護保険サービス費用の実績及び推計

①介護サービス費

(単位:千円)表-56

	第 7	第7期計画(実績)		第 8	期計画(見	込)	令和7年度
区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
	十八 00 千尺	口们几千尺	月11112 千尺	り作り十尺	月和十十尺	11年0千尺	(元区)
居宅サービス	1, 394, 397	1, 435, 798	1, 533, 241	1, 706, 115	1, 802, 483	1, 862, 352	1, 904, 121
訪問介護	125, 819	129, 097	132, 881	150, 897	156, 874	160, 552	166, 116
訪問入浴介護	23, 098	23, 196	26, 808	34, 429	36, 854	38, 493	38, 493
訪問看護	55, 042	62, 863	63, 809	69, 136	72, 450	75, 063	76, 331
訪問リハビリテーション	3, 535	6, 006	8, 452	10, 043	10, 784	11, 240	11, 240
居宅療養管理指導	13, 303	14, 204	13, 646	15, 388	16, 175	16, 541	16, 833
通所介護	357, 233	355, 573	373, 855	402, 676	443, 136	472, 509	492, 114
通所リハビリテーション	246, 540	238, 499	257, 367	281, 859	285, 832	288, 489	292, 035
短期入所生活介護	199, 789	229, 934	274, 151	336, 542	353, 044	361, 913	367, 092
短期入所療養介護	18, 331	17, 440	18, 575	21, 851	24, 351	25, 530	25, 530
福祉用具貸与	93, 516	96, 068	100, 294	111, 020	119, 273	122, 602	123, 229
特定福祉用具購入	3, 586	3, 612	3, 689	4, 231	4, 231	4, 461	4, 461
住宅改修	8, 772	6, 604	7, 080	7, 080	7, 080	7, 080	7, 080
特定施設入居者生活介護	54, 486	56, 459	60, 406	60, 454	63, 307		66, 159
居宅介護支援	191, 347	196, 243	192, 228	200, 509	209, 092	214, 572	217, 408
地域密着型サービス	706, 931	710, 057	760, 023	814, 562	832, 515	871, 724	904, 976
認知症対応型通所介護	61, 241	53, 407	54, 326	57, 918	57, 918	59, 492	61, 066
小規模多機能型 居宅介護	165, 824	162, 519	165, 855	177, 206	183, 486	183, 486	183, 486
認知症対応型 共同生活介護	252, 305	262, 377	298, 424	326, 193	326, 193	353, 678	380, 512
地域密着型通所介護	196, 905	208, 472	204, 554	213, 895	224, 765	233, 443	238, 287
定期巡回·随時対 応型訪問介護看護	30, 656	23, 282	36, 864	39, 350	40, 153	41, 625	41, 625
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能							
型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型							
介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0
入居者生活介護							
地域密着型特定施	0	0	0	0	0	0	0
設入居者生活介護	U	0	U	U	U	0	U
施設サービス	1, 505, 058	1, 579, 374	1, 647, 332	1, 633, 755	1, 633, 755	1, 633, 755	1, 929, 719
介護老人福祉施設	800, 934	876, 841	932, 434	932, 434	932, 434	932, 434	1, 151, 374
介護老人保健施設	694, 645	694, 417	699, 821	686, 244	686, 244	686, 244	778, 345
介護療養型医療施設	9, 479	8, 116	15, 077	15, 077	15, 077	15, 077	_
介護医療院	0	0	0	0	0	0	0
介護給付費 合計(I)	3, 606, 386	3, 725, 229	3, 940, 596	4, 154, 432	4, 268, 753	4, 367, 831	4, 738, 816

※令和2年度は見込数。



②介護予防サービス費

(単位:千円)表-57

F7 ()	第7	期計画(実	績)	第8	期計画(見	, , , 込)	令和7年度
区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(見込)
介護予防 居宅サービス	73, 730	77, 640	85, 922	95, 280	98, 750	101, 864	104, 394
介護予防 訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 訪問看護	7, 887	9, 159	11, 249	12, 394	11, 962	12, 737	13, 100
介護予防 訪問リハビリテーション	536	650	434	921	921	961	961
介護予防 居宅療養管理指導	873	809	1, 064	1, 161	1, 161	1, 258	1, 258
介護予防 通所介護	221	ı	ı	I	ı	I	ı
介護予防 通所リハビリテーション	38, 700	38, 800	41, 091	44, 327	46, 810	48, 072	49, 333
介護予防 短期入所生活介護	1, 100	1, 755	1, 012	1, 043	1, 043	1, 043	1, 043
介護予防 短期入所療養介護	111	0	0	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	8, 816	9, 894	11, 660	13, 142	13, 688	14, 080	14, 547
特定介護予防 福祉用具購入	883	819	1, 494	1, 706	1, 922	1, 922	1, 922
介護予防 住宅改修	3, 129	3, 476	3, 219	4, 292	4, 292	4, 292	4, 292
介護予防 特定施設入居者 生活介護	1, 069	807	1, 892	1, 896	1, 896	1, 896	1, 896
介護予防 居宅介護支援	10, 405	11, 471	12, 807	14, 398	15, 055	15, 603	16, 042
介護予防 地域密着型サービス	2, 376	2, 806	5, 542	6, 852	7, 409	7, 409	7, 409
介護予防 認知症対応型 通所介護	599	42	0	102	102	102	102
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	1, 777	2, 764	5, 542	6, 750	7, 307	7, 307	7, 307
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防給付費 合計(Ⅱ)	76, 106	80, 446	91, 464	102, 132	106, 159	109, 273	111, 803

[※]令和2年度は見込数。



③標準給付費及び地域支援事業費

(単位:千円)表-58

	E7 //	第 7	期計画(実	績)	第8	期計画(見	込)	令和7年度
	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	(見込)
標準給付費		3, 936, 765	4, 084, 005	4, 307, 682	4, 540, 143	4, 666, 441	4, 775, 941	5, 160, 953
	総給付費	3, 682, 492	3, 805, 675	4, 032, 060	4, 256, 564	4, 374, 912	4, 477, 104	4, 850, 619
	特定入所者 介護サービス費	153, 399	165, 761	161, 547	166, 207	170, 868	175, 151	181, 890
	高額 介護サービス費	90, 001	95, 845	95, 929	98, 697	101, 464	104, 007	108, 008
	高額医療合算 介護サービス費	7, 764	13, 523	15, 000	15, 433	15, 865	16, 263	16, 889
	審査支払手数料	3, 109	3, 201	3, 146	3, 242	3, 332	3, 416	3, 547
地	!域支援事業費	206, 413	220, 097	224, 547	234, 993	242, 933	247, 648	257, 160
	介護予防·日常生活支援 総合事業費	106, 237	114, 095	120, 402	125, 701	130, 809	134, 704	142, 816
	包括的支援事業 ·任意事業費	60, 585	61, 233	59, 964	64, 162	66, 365	67, 030	68, 430
	包括的支援事業費 (社会保障充実分)	39, 591	44, 769	44, 181	45, 130	45, 759	45, 914	45, 914
	合計	4, 143, 178	4, 304, 102	4, 532, 229	4, 775, 136	4, 909, 374	5, 023, 589	5, 418, 113

[※]令和2年度は見込数。



(2) 第1号被保険者の保険料

①介護保険料の算定

(調整中)

「標準給付費見込額」と「地域支援事業費」の合計が、介護保険の総費用額となります。

総費用額は、全体の50%を国・県・市が負担し、27%を40歳から64歳までのかた(第2号被保険者)の保険料、23%を65歳以上のかた(第1号被保険者)の保険料で負担することになります。負担割合は、介護保険事業計画期間(3年)ごとに、全国ベースの人口比率によって定められます。

<65歳以上のかたの介護保険料の算定方法(表-59及び表-60より)>

介護保険料収納必要額 G = C + (D-E) - F 第8期の保険料基準額 (月額) $= G \div H \div I \div 12月$

②標準給付費見込額及び地域支援事業費

(単位:千円)表-59

	F7 /\		第8期計	-画(見込)		令和7年度	
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	(見込)	
Α	標準給付見込額	4, 516, 316	4, 629, 701	4, 738, 277	13, 884, 294	5, 121, 846	
	総給付費(介護給 付+介護予防給付 (Ⅰ)+(Ⅱ))	4, 256, 564	4, 374, 912	4, 477, 104	13, 108, 580	4, 850, 619	
	特定入所者介護 サービス費	144, 478	137, 363	140, 803	422, 644	146, 226	
	特定入所者介護 サービス費	166, 207	170, 868	175, 151	512, 226	181, 890	
	制度見直しに伴う 財政影響額	21, 729	33, 505	34, 348	89, 582	35, 664	
	高額介護サービス費	96, 599	98, 229	100, 691	295, 519	104, 565	
	高額介護 サービス費	98, 697	101, 464	104, 007	304, 168	108, 008	
	制度見直しに伴う 財政影響額	2, 098	3, 235	3, 316	8, 649	3, 443	
	高額医療合算介護 サービス費	15, 433	15, 865	16, 263	47, 561	16, 889	
	審査支払手数料	3, 242	3, 332	3, 416	9, 990	3, 547	
В	地域支援事業費	234, 993	242, 933	247, 648	725, 574	257, 160	
	B¹介護予防·日常生 活支援総合事業費	125, 701	130, 809	134, 704	391, 214	142, 816	
	B ² 包括的支援事業 ・任意事業費	64, 162	66, 365	67, 030	197, 557	68, 430	
	B ³ 包括的支援事業費 (社会保障充実分)	45, 130	45, 759	45, 914	136, 803	45, 914	
	合計 (A+B)	4, 751, 309	4, 872, 634	4, 985, 925	14, 609, 868	5, 379, 006	



③保険料基準額の算定

(単位:千円)表-60

E /\		第8期計画	(見込)		令和7年度
区分	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	合計	(見込)
C 第1号被保険者負担分相当額 (A+B)×23% (令和7年度は23.4%で推計) D 調整交付金相当額					
(A+B¹)×5% E 調整交付金見込額					
F 介護給付費準備基金取崩額					
G 介護保険料収納必要額 C+(D-E)-F					
H 予定保険料収納率					
I 所得段階別加入割合補正後被保険者数					
保険料基準額(月額) G÷H÷I÷12					

第7期介護保険料 5,280 円



第8期介護保険料 ● ● ● 円

(3) 介護保険料の所得段階の設定

介護保険料は、所得水準に応じてきめ細かな設定を行うため、9段階とします。

表-61

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	第8期 介護保険料 (月額)
第1段階	・生活保護を受けているかた ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給しているかた ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収 入額の合計が80万円以下のかた		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入 額の合計が80万円を超えて120万以下のかた		
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入 額の合計が120万円を超えているかた		
第4段階	同じ世帯に住民税課税者がいるかたで、本人は住民税非課税であるが、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下のかた		
第5段階	同じ世帯に住民税課税者がいるかたで、本人は住民税非課税であるが、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超えているかた		
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満のかた		
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万 円未満のかた		
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万 円未満のかた		
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上のかた		

^{※()} 内が自己負担となり、上段との差分については、公費負担。



施策 5 円滑な制度運営に向けた取組の推進

(1) 介護保険制度の周知

制度の円滑な運営には、要支援・要介護認定、介護サービスの利用、介護保険料の納付など、被保険者などの理解が不可欠となっています。そのため、市ホームページ、広報紙及びパンフレットなどを活用し、被保険者はもとより若い世代のかたに対しても、介護保険制度の周知に努めます。

また、介護サービスの利用に際し、利用者やその家族がサービスを適切に選択できるよう、「介護サービス情報公表システム」を活用するなど、必要な情報を分かりやすく提供できるよう努めます。

(2) 介護サービス利用に関する相談・支援

要支援・要介護認定者の増加が見込まれるため、地域包括支援センターとの連携を密にし、介護保険サービスなどの相談・支援の充実に取り組みます。

市内介護サービス事業所や介護支援専門員との情報交換・研修活動などについて、 県などの関係機関と連携し取り組むことで、本市の介護サービスの充実を図ります。

関係機関と連携し、必要な介護人材の確保、定着の支援及び幅広い世代に対する介護職場の理解促進に努めるとともに、介護事業者の業務効率化の観点から、申請書類や手続きの簡素化、様式の標準化など、介護分野の文書負担軽減を図ります。

(3) 介護給付の適正化

介護給付適正化については、国の第5期適正化指針に基づき、市の介護給付適正化計画を策定し、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」などの取組を進めることで、利用者が真に必要とするサービスの確保に努めます。

また、要支援・要介護認定申請件数の増加が見込まれることから、認定調査及び審査などに係る事務の円滑な運営を図ります。

第 5 章

要介護状態となることの 予防及び重度化防止



第5章 要介護状態となることの予防及び重度化防止

高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とするかたが増え、サービス提供量は今後も増加していくものと見込まれています。

本市では、サービスを必要とするかたに対して必要なサービスが提供され、介護保険制度の持続可能性を確保できるよう、高齢者が要介護者などにならない取組や、重度化を防止する取組を重点的に行います。

それらの取組の達成状況を毎年度評価するとともに、成果指標を掲げ、高齢者が可能な限り地域において自立した生活ができることを目指します。

毎年度の評価は、推進委員会などにおいて検証するとともに、高齢者の自立支援・ 重度化防止を推進するために交付される保険者機能強化推進交付金を活用し、高齢者 福祉施策及び介護予防施策の充実に努めます。

(1) 各段階における取組

①高齢者の介護予防の取組

高齢者が地域において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、 生きがいを持って日常生活を過ごすことや地域活動などに参加できる機会を増や していくことが重要です。

また、できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となることで、より良い地域づくりにつなげていくことも重要となっています。

介護予防事業の充実や、地域介護予防活動支援事業の担い手であるシルバーリハビリ体操指導士などの人材を養成し、介護予防活動の場の拡充を支援します。

②要支援・要介護認定者の重度化防止

要介護認定者などに対しては、利用者一人ひとりの状態に合わせた、柔軟な介護サービスを提供できるよう努め、重度化防止に取り組みます。

また、住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を続けられるよう、介護サービスの未利用者を把握し、必要な援助や支援につなげるため、介護サービス事業者 や地域包括支援センターなどとの連携を図ります。

さらに、利用者に適切かつ効果的な介護サービスが提供されるよう、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上に努めていくとともに、地域密着型サービス事業所などに対する実地指導を計画的に実施します。



(2) 目標指標

本市における介護予防・重度化防止についての指標を、「第 1 号被保険者における要支援・要介護認定を受けていないかたの割合」とし、要介護認定者については「要介護 3 以上の認定率」として、次のとおり目標値を設定します。

【目標指標】 表-62

		第7期計画		第8期計画				
区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和 5	i 年度	
	(実績)	(実績)	(実績)	(推計)	(推計)	(推計)	(目標値)	
第1号被保険者における要支援・要介護認定を受けていないかたの割合	84. 9%	84. 8%	85. 2%	85. 1%	84. 7%	84. 4%	85. 2%	
要介護3以上の 認定率	5. 7%	5. 8%	5. 4%	5. 4%	5. 5%	5. 6%	5. 4%	

[※]平成30年度~令和2年度の割合は、介護保険月報(各年9月30日現在)の数値を用いて算出。 ※令和3年度以降の割合は、地域包括ケア「見える化」システムの数値を用いて算出。

【参考】 表-63

区分	令和 7 年度 (推計)	令和 22 年度 (推計)
第 1 号被保険者における要支援・要介護認定を受けていないかたの割合	83. 8%	80. 5%
要介護3以上の 認定率	5. 8%	7. 1%

資料編



資料編

1 計画策定の経過

実施年月日	内容
令和2年1月8日~ 令和2年1月31日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査
令和2年4月27日~ 令和2年5月15日	在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査
令和2年5月15日	第1回 ワーキング委員会
(書面会議)	委員長・副委員長の選出について
	• 高齢者保健福祉計画の概要について
	• 各種調査の概要と結果について
	• 社会保障審議会介護保険部会(第 90 回)について
令和2年5月22日	第1回 推進委員会
(書面会議)	・委員長・副委員長の選出について
	・ 高齢者保健福祉計画の概要について
	• 各種調査の概要と結果について
	・社会保障審議会介護保険部会(第90回)について
令和2年8月6日	第2回 ワーキング委員会
	• 現計画の現状と課題及び対策について
	• 在宅生活改善調查 • 居所変更実態調查 • 介護人材実態
	調査の結果について
	• 第9期那珂市高齡者福祉計画 • 第8期那珂市介護保険
	事業計画の骨子(案)について
令和2年10月9日	第3回 ワーキング委員会
	・計画素案の作成・検討について
令和2年10月15日	第2回 推進委員会
	• 現計画の現状と課題及び対策について
	• 在宅生活改善調查 • 居所変更実態調查 • 介護人材実態
	調査の結果について
	・計画素案の検討・協議について
令和2年11月30日	第4回 ワーキング委員会
	計画(案)の検討について
令和2年12月22日	第3回 推進委員会
(オンライン会議)	計画(案)の検討について
令和3年1月5日~	パブリックコメント
令和3年1月25日	ハンフランコペンド

2 那珂市高齢者保健福祉計画推進委員会設置要項

平成11年12月10日 告示第58号

(設置)

第1条 那珂市高齢者保健福祉計画(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第2 〇条の8の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号) 第117条の規定に基づく介護保険事業計画をいう。(以下「保健福祉計画」とい う。))を策定し、推進するために、那珂市高齢者保健福祉計画推進委員会(以下「委 員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議、検討を行うものとする。
 - (1) 保健福祉計画の策定
 - (2) 保健福祉計画の実施状況
 - (3) 保健福祉計画の年次別計画
 - (4) 保健福祉計画推進上の課題
 - (5) その他保健福祉計画を推進するために必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 副市長
 - (2) 民生委員
 - (3) 福祉関係団体の代表
 - (4) 那珂医師会の代表
 - (5) 那珂市歯科医師会の代表
 - (6) 介護保険被保険者の代表
 - (7) 学識経験者

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を一人置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(仟期)

- 第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、その職により任命又は委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議)
- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。



3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部介護長寿課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

3 那珂市高齢者保健福祉計画ワーキング委員会設置要項

平成20年5月20日 訓令第17号

(設置)

- 第1条 那珂市の高齢者保健福祉計画を見直すため、調査・研究を行う那珂市高齢者 保健福祉計画ワーキング委員会(以下「ワーキング委員会」という。)を設置する。 (構成員)
- 第2条 ワーキング委員会の構成員は、別表に定めるものの中から、市長が委嘱し、 又は任命する。
- 2 前項に定めるもののほか、市長は必要に応じ、専門的知識を有する者を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

- 第3条 ワーキング委員会に委員長及び副委員長を置き、構成員の互選によりこれを 選出する。
- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその 職務を代理する。

(任期)

- 第4条 構成員の任期は、3年とする。ただし、その所属において任命された委員の 任期は、その所属にある期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議)
- 第5条 ワーキング委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 ワーキング委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 ワーキング委員会の調査、研究の経過及び結果は、必要に応じて那珂市高齢者保健福祉計画推進委員会に報告するものとする。

(庶務)

- 第7条 ワーキング委員会の庶務は、保健福祉部介護長寿課において処理する。 (補則)
- 第8条 この要項に定めるもののほか、ワーキング委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。



別表(第2条関係)

課名等	グループ名	担当
政策企画課	政策企画グループ	他計画との整合
市民協働課	市民活動グループ	地域コミュニティの充実
防災課	防災グループ	防災計画、交通安全施策
社会福祉課	生活福祉グループ	地域福祉計画との整合
◇雑트≠細	高齢者支援グループ	高齢者の生活支援、介護予防計画
介護長寿課	介護保険グループ	介護保険計画
健康推進課	健康増進グループ	高齢者の健康づくり
建築課	住宅・営繕グループ	住宅施策
生涯学習課	社会教育グループ	高齢者の生きがいづくり
社会福祉協議会		高齢者の生きがい及び健康づくり



4 那珂市高齢者保健福祉計画推進委員会委員名簿

任期:令和2年4月1日~令和5年3月31日

職名	氏 名	備考
委員長	富樫 ひとみ	学識経験者 (茨城キリスト教大学生活科学部教授)
副委員長	谷口 克文	副市長
委員	肥田明子	民生委員
11	平山 洋子	民生委員
11	井坂 朝香	民生委員
11	都筑 浩子	民生委員
11	小澤 祐一	福祉関係団体の代表
11	宇留野正子	福祉関係団体の代表
11	岡本静恵	福祉関係団体の代表
11	菊池 義	福祉関係団体の代表
11	磯﨑 達也	福祉関係団体の代表
11	鯉渕 ふみ江	福祉関係団体の代表
11	鈴木 浩一	那珂医師会の代表
11	小林 克男	那珂市歯科医師会の代表
11	小林 和広	介護保険被保険者の代表
11	青柳 嘉昭	介護保険被保険者の代表



5 那珂市高齢者保健福祉計画ワーキング委員会委員名簿

任期:令和2年4月1日~令和5年3月31日

職名	氏 名	備考
委員長	舘 政則	防災課 防災グループ
副委員長	諸藤 慎一	社会福祉課 生活福祉グループ
委員	小堆 朋和	政策企画課 政策企画グループ
11	和田 哲郎	市民協働課 市民活動グループ
11	古谷武	介護長寿課 介護保険グループ
11	橋本前子	介護長寿課 高齢者支援グループ
11	伊東 律子	健康推進課 健康増進グループ
11	成田 洋一	建築課 住宅・営繕グループ
11	小田部 信人	生涯学習課 社会教育グループ
11	及川 しず	市社会福祉協議会 障がい・介護支援グループ

6 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1) 調査の目的

那珂市高齢者保健福祉計画を策定するために、要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になる前のリスクの発生状況、社会参加の状況などを把握し、 地域の抱える課題を特定することを目的とする。

(2) 調査対象

市内在住の満 65 歳以上のかた(要介護のかたを除く)を対象に 3,000 人を 無作為抽出

(3) 調査方法

郵送による配布・回収

(4) 調査期間

令和2年1月8日(水)~令和2年1月31日(金)

(5) 調査項目 (76 問)

- ①あなたのご家族や生活状況について(6問)
- ②からだを動かすことについて(10問)
- ③食べることについて(10問)
- ④毎日の生活について(19問)
- ⑤地域での活動について(10問)
- ⑥たすけあいについて(8問)
- ⑦健康について(7問)
- ⑧介護予防、将来のことについて(4問)
- ⑨認知症にかかる相談窓口の把握について(2問)

(6) 回収状況

対 象	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,000	2,005	66.8%



7 在宅介護実態調査

(1)調査の目的

那珂市高齢者保健福祉計画を策定するために、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とする。

(2) 調査対象

市内在住の在宅で生活している要支援・要介護認定を受けているかたを対象に 1,000 人を無作為抽出

(3) 調査方法

郵送による配布・回収

(4) 調査期間

令和2年1月8日(水)~令和2年1月31日(金)

(5) 調査項目

A票 (14問)

本人について(世帯類型・介護者の有無・本人の疾患等)

B票(5問)

主な介護者について(勤務形態・在宅生活の継続に向けて不安に感じる介護等)

(6) 回収状況

対 象	配布数	回収数	回収率
在宅介護実態調査	1,000	510	51.0%



8 在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査

(1)調査の目的

那珂市高齢者保健福祉計画を策定するために、介護保険サービス提供事業所の 状況や利用者の状況を把握し、地域内の介護人材の確保・サービス提供方法の改 善についてや、施設・居住系サービスでの生活の継続性を高めるために必要な機 能、外部サービス資源との連携等方策、住み慣れた地域での生活の継続性を高め るために必要な支援やサービス、連携のあり方を検討することを目的とする。

(2) 調査対象

市内の介護サービス提供事業所

(3) 調査方法

郵送による配布・回収

(4) 調査期間

令和2年4月27日(月)~令和2年5月15日(金)

(5) 調査項目

在宅生活改善調査:3問居所変更実態調査:10問

介護人材実態調査:7問(訪問系・通所系事業所票)

:6問(訪問系事業所票、職員票)

(6) 回収状況

対 象	配布数	回収数	回収率
在宅生活改善調査	23	21	91.3%
居所変更実態調査	24	20	83.3%
介護人材実態調査	105	84	80.0%



9 用語解説

用語	解説
【あ行】	
IADL	手段的日常生活動作(Instrumetal Activity of Daily Living)のこ
	と。買い物、調整、洗濯、電話、薬の管理、財産管理、乗り物など
	の日常生活上の複雑な動作をいう。
SDGs	平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された国際目標のこ
(Sustainable Development Goals)	と。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の
	実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題に統合的に取
	り組むものであり、「すべての人に健康と福祉を」など 17 の目標と、
	これを達成するための 169 のターゲットを掲げている。
オンコールサービス	利用者からの通報により、電話による応対や訪問など随時の対応を
	行うこと。
【か行】	
介護医療院	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的
	な医学管理」や「看取りやターミナルケア」などの医療機能と「生
	活施設」としての機能とを兼ね備えた施設のこと。
介護サービス情報公	全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、イン
表システム	ターネットで自由に検索・閲覧できる厚生労働省のシステムのこと。
介護支援専門員	要介護者などからの相談に応じ、要介護者などが心身の状況に応じ
	適切なサービスを利用できるよう、市町村やサービス事業者などと
	の連絡調整を行う者で、要介護者などが自立した日常生活を営むの
	に必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支
	援専門員証の交付を受けた者のこと。
介護職員実務者研修	幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の習得、新たな課題・
	技術・知見を自ら把握できる能力の獲得、さらに医療的ケアに関す
	る知識や技能の習得を目指して行われる研修のこと。
介護職員初任者研修	介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれ
	を実践する際の考え方のプロセスを身に付け、基本的な介護業務を
	行うことができるようにすることを目的とした研修のこと。
介護福祉士	「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格。介護施設や訪
	問介護において、日常生活が困難な高齢者に対し、食事や入浴など
	の身のまわりのサポートを行うほか、家族からの介護の相談に応じ
	 వం
介護保険月報	介護保険事業の実施状況について、月ごとに第1号被保険者数、要
	介護(要支援)認定者数、居宅介護(支援)サービス受給者数、施
	設介護サービス受給者数、保険給付決定状況などを集計したもの。



用語	解説
居宅サービス計画	利用者個々のニーズに合わせた介護保険制度内外の適切な保健・医
(介護予防サービス	療・福祉サービスが提供されるように、介護支援専門員(ケアマネ
計画)	ジャー)が、ケアマネジメントという手法を用い、利用者・家族と
	相談しながら作成するサービスの利用計画のこと。
軽費老人ホーム	高齢などのため独立して生活するには不安がある者、又は自炊がで
	きない程度に身体機能の低下が認められる者で、家族による援助を
	受けることができない者を入所させ、無料又は低額な料金で食事サ
	ービスその他日常生活上の必要な便宜を提供し、安心して暮らせる
	ように支援する施設のこと。
茨城県央地域定住自	水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗
立圏	町、城里町及び東海村で構成される定住自立圏のこと。相互の役割
	分担の下に、定住に必要な生活機能を確保するとともに、地域の活
	性化を図ることを目的としている。
コーホート変化率	各コーホート(同じ年に生まれた人々の集団のこと)について、過
	去における実績人口の動勢から算出する変化率のこと。その変化率
	に基づき将来人口を推計する方法を「コーホート変化率法」という。
【さ行】	
サービス付き高齢者	バリアフリー構造などを有し、安否確認や生活支援サービスを受け
向け住宅	ながら高齢者が生活する住まいのこと。
施設•居住系	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短
	期入所生活介護(ショートステイ)、認知症対応型共同生活介護(グ
	ループホーム)、特定施設、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高
	齢者向け住宅、軽費老人ホームのこと。
若年性認知症支援コ	若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整
ーディネーター	役のこと。
住宅型有料老人ホー	生活支援などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設のこと。介
厶	護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護
	などの介護サービスを利用しながら、ホームでの生活を継続するこ
	とが可能。
消費生活センター	商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費
	者からの相談を専門知識・技術を持った相談員が受け付け、解決の
	ためのアドバイスや斡旋を行い被害の回復を図る、各地方公共団体
	が設置している機関のこと。
シルバーリハビリ体	関節の運動範囲を維持拡大するとともに筋肉を伸ばすことを主眼と
操	する体操であり、立つ・座る・歩くなどの日常生活を営むための動
	作の訓練にもなる体操のこと。



用語	解 説
生活支援コーディネ	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくこ
ーター	とを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供
	体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワ
	ーク構築の機能)を果たす者のこと。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない
	者を保護するための制度のこと。
【た行】	
第 1 号被保険者	市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者。
第2号被保険者	市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の者で医療保険
	に加入する者。
団塊の世代	第一次ベビーブーム (昭和 22 年から昭和 24 年) の間に生まれた世
	代のこと。
団塊ジュニア世代	第二次ベビーブーム (昭和 46 年から昭和 49 年) の間に生まれた世
	代のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超
	えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人
	と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、
	住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会の
	こと。
地域包括ケアシステ	高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自
厶	立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、
	住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこ
	と。
地域包括ケア「見える	厚生労働省が運営するシステムで、都道府県・市町村における介護
化」システム	保険事業計画などの策定・実行を総合的に支援するための情報シス
	テムのこと。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシス
	テムの構築に関する様々な情報が一元化され提供されている。
地域包括支援センタ	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を
_	行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支
	援することを目的とする施設のこと。
通所系	通所介護(地域密着型含む)、通所リハビリテーション、認知症対応
	型通所介護、通所型サービス(総合事業)のこと。
【な行】	
認知症ケアパス	認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめたも
	の。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人
	やその家族に対してできる範囲での手助けを行う者のこと。



	A71 = ×			
用語	解 説			
認知症施策推進大綱	認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を			
	過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共			
	生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するために、令和元年6			
	月 18 日に認知症施策推進関係閣僚会議において取りまとめられた			
	もの。			
認知症疾患医療セン	認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して生活するための支援			
ター	の一つとして、都道府県が指定する認知症専門の医療機関のこと。			
	専門医療相談、鑑別診断とそれに基づく初期対応、認知症に伴う症			
	状への対応などを主な役割としている。			
【は行】				
ふくし相談センター	家庭や地域で生活する中で起こる、様々な困りごとや悩みに応じる			
	福祉の総合的な相談窓口のこと。			
訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随			
	時対応型訪問介護看護、基準型訪問介護サービス、訪問型サービス			
	(総合事業)のこと。			
【や行】				
要支援•要介護認定	介護保険制度において、介護給付を受けようとする第 1 号又は第 2			
	号被保険者が給付要件を満たしているかどうかを確認するために行			
	われる認定のこと。			
【ら行】				
リハビリテーション	身体に障がいがある人などの身体運動機能の回復や維持・向上を図			
専門職	り、自立した日常生活が送れるよう運動の指導や物理療法を行う理			
	学療法士や、身体や精神に障がいがある人が日常生活・社会生活に			
	復帰できるように、食事・歯みがきなど日常生活の動作、家事・芸			
	術活動などの作業を用いて訓練・指導・援助を行う作業療法士など			
	の専門職のこと。			

那珂市高齢者保健福祉計画

第 9 期那珂市高齢者福祉計画 第 8 期那珂市介護保険事業計画

発行年月 令和3年3月

発 行 那珂市

編 集 保健福祉部介護長寿課

所 在 地 〒311-0192

茨城県那珂市福田 1819 番地 5

電 話 029-298-1111(代表)